

行財政改革特別委員会会議録

平成21年7月23日

場 所 第3委員会室

平成21年7月23日（木曜日）

委員外議員（なし）

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

農政水産部

1. 所管する公社等の現状等について

- ・株式会社ミヤチク
- ・社団法人宮崎県畜産公社
- ・社団法人宮崎県畜産協会
- ・社団法人宮崎県家畜改良事業団
- ・社団法人宮崎県農業振興公社
- ・宮崎県土地改良事業団体連合会
- ・財団法人宮崎県内水面振興センター

○協議事項

1. 次回委員会について
2. 県外調査について
3. その他

出席委員（12人）

委員	長	丸山裕次郎
副委員	長	武井俊輔
委員		緒嶋雅晃
委員		福田作弥
委員		星原透
委員		十屋幸平
委員		河野安幸
委員		山下博三
委員		鳥飼謙二
委員		高橋透
委員		井上紀代子
委員		徳重忠夫

欠席委員（1人）

委員		河野哲也
----	--	------

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	伊藤孝利
農政水産部次長 （総括）	緒方哲
農政水産部次長 （農政担当）	原川忠典
農政水産部次長 （水産担当）	関屋朝裕
農政企画課長	上杉和貴
地域農業推進課長	山之内稔
連携推進室長	山内年
畜産課長	山本慎一郎
家畜防疫対策監	児玉州男
部参事兼 農村計画課長	矢方道雄
農村整備課長	西重好
水産政策課長	鹿田敏嗣
漁業調整監	成原淳一

参考人として出席した者

社団法人宮崎県農業振興公社

理事長	長友育生
常務理事	近間儀博

社団法人宮崎県畜産公社

管理部長	入木勝文
------	------

社団法人宮崎県畜産協会

専務理事	初鹿健三
常務理事	廉谷展良

社団法人宮崎県家畜改良事業団

副理事長	谷口保
------	-----

常務理事兼業務部長 川 田 洋 一

宮崎県土地改良事業団体連合会

常 務 理 事 黒 岩 一 夫
総 務 部 長 上 野 光 正

財団法人宮崎県内水面振興センター

理 事 長 西 田 二 朗
専 務 理 事 佐 藤 信 武

事務局職員出席者

政策調査課主査 松 下 新 一
政策調査課副主幹 福 島 久 大

○丸山委員長 ただいまから行財政改革特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程（案）及び2枚目の「説明の対象とする公社等について」をごらんください。

本日は、農政水産部から、所管する公社等の現状等について説明を受ける予定にしておりますが、そのとおりに取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、前回までの委員会で福田委員及び十屋委員より資料要求のありました、各公社等の「役員名簿」及び「役員報酬規程」につきましては、お手元に配付しておりますので、本日の審査の参考にしていただきたいと思います。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○丸山委員長 委員会を再開いたします。

農政水産部及び所管法人からの参考人においていただいております。私は、この特別委員会の委員長の丸山でございます。どうかよろしくお願いたします。

委員の紹介につきましては、時間の制約もございますので、お手元の配席表にかえさせていただきます。また、農政水産部及び参考人の皆様の紹介につきましても、資料に出席者名簿を記載していただいておりますので、省略して結構でございます。

本日は、農政水産部所管の公社等のうち、当委員会が選定しました公社等について、その現状等に関する説明をお願いいたします。午前中は、畜産課所管の公社等に関する概要説明となっておりますので、よろしくお願いたします。

○伊藤農政水産部長 おはようございます。農政水産部でございます。よろしくお願いたします。

まずは、委員の皆様方におかれましては、日ごろから農水産業施策の推進に御理解・御協力をいただいております。まづもって、この場をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。

それでは恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

お手元の特別委員会資料2ページをお開きいただきたいと思います。農政水産部の幹部職員及び公社等役員出席者名簿を掲げておりますけれども、きょうは時間の関係もございまして、名簿でもって紹介にかえさせていただきます。

次に、資料4ページ以降になりますけれども、委員長のほうからございました、本日は農政水産部で所管しております7公社等について説明をさせていただきます。

農政水産部におきましては、これまで県の公社等改革指針に基づきまして、その役割とか必要性の見直し、検討等を行いながら、経営の効率化等に取り組んできたところでございます。具体的には財団法人宮崎県漁業振興基金の解散とか、あるいは畜産4団体の統合によります社団法人宮崎県畜産協会の設立、さらには財団法人宮崎県農業後継者育成基金協会と社団法人宮崎県農業開発公社の統合によります、社団法人宮崎県農業振興公社の設立などを実施してきたところでございます。今後とも引き続きまして、改革指針に基づきまして、公社等のあり方の見直しや経営の効率化・自立化などに取り組んでまいり所存でございます。委員の皆様方の御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。なお、各公社等の概要につきましては、この後、各担当課長のほうから御説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。私のほうからは以上でございます。

○山本畜産課長 畜産課でございます。畜産課からは、株式会社ミヤチク、宮崎県畜産公社、宮崎県畜産協会、宮崎県家畜改良事業団の4団体について御説明をさせていただきます。少し長くなりますけれども、よろしくお願い申し上げます。

まず、資料の4ページをお開きください。

初めに、株式会社ミヤチクの概要について御説明をさせていただきます。

まず、1の(1)設立の目的についてでございます。

株式会社ミヤチクは、県が昭和46年に産地食

肉処理施設として主導的に設立いたしました「株式会社宮崎県畜産公社」と、昭和54年に農業団体が主体的に運営する産地食肉処理施設として設立されました「株式会社宮崎くみあい食肉」が昭和56年に後者の「株式会社宮崎くみあい食肉」を存続会社として合併したものでございます。牛、豚の屠畜解体販売を効率的に行うことで生産や流通体制の近代化を図り、畜産ブランドの推進や産地食肉処理企業として、牛、豚の直接買い上げによりまして、物流経費等を削減することで、農家支援等を図るなど、本県畜産を下支えすることを目的として設立されたものでございます。

(2) 設立年月日でございます。昭和54年1月10日でございます。昭和40年代になりまして、家畜の生産が飛躍的に増大したことから、昭和46年に、先ほど申しました県の主導によりまして、都農町に食肉処理施設をつくるための株式会社宮崎県畜産公社が設立されました。しかし、その後、本県における牛、豚の生産が急激に増加したことで、処理量が追いつかなくなってまいりました。昭和54年に農業団体が主体的に運営する高崎工場をつくるため、株式会社宮崎くみあい食肉が設立されたところでございます。昭和56年には株式会社宮崎くみあい食肉を存続会社といたしまして、株式会社宮崎県畜産公社と合併が行われまして、平成13年には社名を現在の株式会社ミヤチクと改めております。

(3) 主な事業についてでございます。

事業につきましては、牛、豚の解体処理による枝肉や部分肉の製造・販売、加工品の製造・販売、それから飲食店、レストランの運営などが主なものとなっております。

(4) 出資総額及び県出資額についてござ

います。出資総額は20億1,427万円、うち県の出資額が22.8%の4億5,910万円となっております。

次に、資料の5ページをごらんください。

(5) 県出資の経緯についてでございます。

先ほども少し申し述べましたけれども、県が主導して設立いたしました株式会社宮崎県畜産公社につきましては、昭和46年の設立時に50%の2,500万円を出資いたし、その後、都農工場の着工や創業、それから施設の強化に応じて増資をいたしまして、合計で右中ほど、2億6,410万円を出資いたしております。一方、中ほどの農業団体主導で設立いたしました株式会社宮崎くみあい食肉につきましては、昭和54年の設立時に3,000万円を出資し、その後、昭和56年の畜産公社との合併時に、先ほど説明いたしました2億6,410万円の出資金を譲り受けております。その後、平成2年には、高崎工場が対米輸出認定を取得いたしまして、牛肉のアメリカへの輸出を開始いたしましたけれども、それに伴いまして、処理ライン施設の強化が必要となったことから、平成5年に1億6,500万円の増資を行っております。このような経過を経て、現在では一番下でございます、出資総額が20億1,427万円、うち県出資額が4億5,910万円となっているところでございます。

また、畜産振興事業団、現在の農畜産業振興機構でございますが、この出資の経緯につきましては、左の上段に2カ所、宮崎県畜産公社に2回、右の下段、宮崎くみあい食肉に2回となっておりますが、県の出資とほぼ同じタイミングで行われているところでございます。

次に、資料の6ページをお開きください。

2番の配当金額についてでございます。

(1) 経常利益につきましては、平成20年度

実績で1億5,036万4,000円となっております、対前年比42.5%となっております。

また、次の(2)のとおり、配当金はございません。

最後に3の出資の見直しについてでございますが、出資につきましては、今後も引き続き継続する方針でございます。その理由といたしまして、そもそもミヤチクは株式会社の形態をとっておりますけれども、設立の経緯でもお話ししましたように、本県畜産業の発展を目的に設立された公共性の高い団体でございます。高崎工場、都農工場2カ所でございますが、国内・県内最大規模の産地食肉処理施設として、品質はもとより、H A C C P (ハサップ) など衛生面の対応や、部分肉や加工品など多様な販売形態の対応等に努めるとともに、県・市・町、それから農畜産業振興機構などの公益的な機関からの出資を持つことにより、信用に裏づけられた国内外への高い販売力を有しておりまして、本県畜産物のブランド化や米国・香港への牛肉の輸出促進にも大きな貢献をしているところでございます。

また、出資全体の95%以上が農家支援を目的として設立された経済連や、全農等の系統農協や、県、市町の地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構といった公益的な団体からのものとなっておりますことから、過去に株主から利益配当についての要求がございませんで、相場低迷時などに県内畜産農家の経営支援のための買い支え等による利益の還元を最優先にいたしておりまして、計上された利益につきましても、食肉処理施設として求められる高水準の衛生管理や、品質を保つための設備投資、また、家畜伝染病発生時等の非常時の対応などに備えているところでございます。

このように、株式会社ミヤチクは、肉畜の生産基盤の強化から食肉の流通・加工・販売までの一貫した産地体制の形成に主体的な役割を担っておりまして、本県畜産を振興する上で必要不可欠な機能を有していると考えております。県といたしましても、出資団体であります系統農協や市町、農畜産業振興機構等と一体となりまして出資を継続し、引き続きこれらの機能を維持強化していくことが必要と考えております。ミヤチクについては以上でございます。

引き続き資料の7ページをお開きください。

宮崎県畜産公社について御説明をさせていただきます。

(1) まず、設立の目的についてでございます。畜産公社は、県内酪農家からの預託によりまして、乳用雌子牛の保育、育成を行うとともに、肉用牛の産肉能力検定等を行うことによりまして、酪農の経営安定や規模拡大を支援するとともに、本県肉用牛の改良促進に貢献することにより、本県畜産の振興に寄与することを目的に設立された法人でございます。

(2) 設立年月日についてでございます。畜産公社は、昭和43年に乳用牛の保育・育成業務を柱に、社団法人霧島地域酪農開発公社として発足をいたしております。その後、昭和53年3月には事業区域を霧島区域から県下一円に拡大したことから、社団法人宮崎県酪農公社に名称を変更いたしまして、さらに平成13年には、肉用牛事業を実施していることもありまして、現在の社団法人宮崎県畜産公社に名称を変更いたしております。

(3) 出資総額でございます。1億6,058万円でございます。うち8,000万円を県が出資いたしておりまして、県の出資割合は49.82%となっております。

(4) 出資者一覧についてでございます。出資者につきましては、県のほか21の市、町と経済連及び12のJAとなっております。現在35の会員数となっております。

(5) 県出資の経緯についてでございます。設立当初は県として出資はしておりませんでした。当初から酪農家からの乳用子牛の預託頭数が計画どおりに確保できない状況等が生じまして、赤字決算が続き、昭和46年度末には累積欠損金が出資額を大きく超える状況となり、経営基盤の強化が急務となったことから、県にも出資による参加を求められたために、県といたしましては、基本財産の強化を図ることが必要との判断から、昭和48年に6,000万円の出資を行い、他の会員の増資5,100万円と合わせまして、出資総額1億2,100万円となったところでございます。

資料の8ページをお開きください。

昭和53年3月には、宮崎県酪農公社として名称変更いたしまして、事業区域をこれまでの霧島地域から県下一円に拡大いたしまして、県全体の酪農振興組織として位置づけられたことによりまして、昭和55年から57年にかけて、県の2,000万円と区域拡大に伴う関係市町村と農協の新会員出資分3,979万円合わせまして、出資総額は1億6,079万円となったところでございます。その後、平成18年に日南市酪農協が解散したということで出資金の払い戻しをしております。現在の出資金総額は1億6,058万円となっております。

2の組織についてでございます。

(1) 組織体制につきましては、役員は13名でございます。理事長が経済連の副会長、副理事長に県の農政水産部長と都城市長がいずれも非常勤という形で就任をいたしております。ま

た、常勤の常務理事につきましては、現在不在となっております。職員につきましては、正職員10名となっております。

(2) 常勤役員の年収額についてであります。平成20年度の役員報酬は400万円となっております。金額につきましては、総会で決定しております。

次に、資料の9ページをごらんください。

3番、事業の概要でございます。

(1) 県からの財政支出の状況についてでございます。平成20年度の県から畜産公社への財政支出の状況につきましては、記載のとおりでございますが、委託料、補助金、それから貸付金から成っております。その中で一番下でございます宮崎県畜産公社強化育成事業は、畜産公社の運営資金を毎年1年間、短期の貸し付けを行っているものでございます。

(2) 平成20年度事業の実績でございます。

①委託事業といたしまして、雌雄を判別した受精卵を活用して優秀な乳用牛を作出する事業のうち、受精卵を提供する側、いわゆる供卵牛と申しますが、供卵牛の飼養管理業務に1,519万2,000円を、それから、②補助事業といたしまして、乳用子牛の保育育成経費に係る酪農家負担の分、それから施設使用料、預託牛に黒毛和種の受精卵を移植するための採卵経費、県の肉用牛種雄牛造成のための産肉能力検定に対しまして、計2,625万7,000円の補助を行っております。また、③畜産公社の独自事業といたしまして、搾乳事業ほか記載の事業を実施いたします。

次に、10ページをお開きください。

4. 財務の状況についてでございます。

まず、貸借対照表でございます。左側の資産の部につきましては、流動資産と固定資産の合

計で5億2,951万円余となっております。右側、負債の部につきましては、流動負債と固定負債の合計で、記載しておりませんが、5億542万円余となっております。そこに書いてあります右の下から2番目、差引純資産は、2,408万円余となっております。詳細につきましては、ごらんいただきたいと存じます。

11ページをごらんください。

平成20年度の総合損益実績書でございます。

収入につきましては、預託頭数の減少による預託料の減や、枝肉相場の低下などによる収入の減少がありまして、中ほどの収入の合計は、計画よりも約4,000万円少ない3億3,540万円でございます。一方、下のほうの費用につきましては、配合飼料価格の高騰がございましたけれども、飼養頭数が少なかったことなどによりまして、ほぼ計画どおりの合計3億7,952万円余となります。差し引きの当期利益は、4,409万円余の赤字決算となったところでございます。

資料の12ページをごらんください。

5. 公社等改革の状況についてでございます。(1) これまでの取り組み等についてでございます。昭和56年度末に、最大2億2,000万円あった累積欠損金でございますが、各種の事業や経営改善を実施した結果、漸減をいたしまして、平成19年度末には約9,240万円となっております。

しかしながら、先ほど御説明いたしましたように、配合飼料価格高騰等に伴います預託頭数の減少や、子牛並びに枝肉価格の下落の影響等によりまして、平成20年度が赤字決算となり、累積欠損金が再び1億円を超える見込みとなりましたことから、平成20年11月に「畜産公社方向性検討委員会」を設置いたしまして、ことしの3月まで審議を重ねて、将来の清算に向けた

収支の改善並びに事業の整理等について、理事会において十分検討するようにとの答申を受けたところでございます。

(2) 今後の方向性につきましては、答申を受けまして、21年度に今後の方向性について、具体的に検討中でありまして、県といたしましては、酪農家のニーズでありますとか、市、町並びにJA等、出資会員等の対応を総合的に勘案いたしまして、その対応を検討することといたしております。

畜産公社の概要につきましては、以上でございます。

次に、資料13ページをお開きください。

宮崎県畜産協会の概要についてでございます。

まず、(1) 設立目的についてでございます。本協会は、良質な畜産物の生産及び流通、家畜・畜産物の価格安定、それから家畜衛生、畜産経営の安定に努め、本県の畜産の振興に寄与することを目的に設立されたところでございます。

(2) 設立年月日についてでございます。畜産協会は、畜産団体の業務の効率化等を図ることを目的に、表にありますように、社団法人宮崎県畜産会を存続団体といたしまして、社団法人宮崎県肉用子牛価格安定基金協会など3団体を解散いたしまして、平成18年10月1日に設立されたところでございます。

(3) 出資総額についてであります。畜産協会は、統合前の旧4団体の事業を継承した関係上、統合前の団体の出資金はそのまま引き継がれておりまして、出資総額は10億872万円となっております。このうち県の出資金は1億8,285万8,000円で、18.1%の出資比率となっております。

資料の14ページをお開きください。

出資者一覧についてでございます。出資者につきましては、県のほか、県経済連などの14の県域団体、18の農協、23の民間会社、28の市町村が出資いたしてございまして、出資団体は合計84団体となっております。

県出資の経緯につきましては、県といたしましては、旧4法人の業務でありました「畜産農家の経営指導」、「畜産物価格安定対策」、「家畜衛生対策」などの事業を行うために、各団体に対しまして出資を行ってまいりましたけれども、先ほど申しました平成18年の組織統合時に各団体の設立目的とその業務を、現在の宮崎県畜産協会として統合したことによりまして、現在も継続して出資をしているところでございます。

15ページをごらんください。

組織体制でございます。役員につきましては、会長以下28名でございまして、副会長に非常勤で県の農政水産部長が、また常勤役員は県OBの2名となっております。職員につきましては、4部6課体制で職員数は29名となっております。このうち県派遣が3名となっております。

常勤役員の報酬額についてであります。平成20年度1人当たりの役員報酬につきましては、406万円となっております。これにつきましては、総会でその金額を決定いたしております。

16ページをお開きください。事業の概要でございます。

(1) 県からの財政支出の状況についてでございます。平成20年度は委託料・補助金を合わせまして県からの財政支出は総額で2億6,603万4,000円でございます。

(2) 事業の実績でございます。先ほどの(1)とも連動いたしますけれども、委託料に

つきましては、経営技術指導や飼養管理改善指導などに2,719万2,000円、補助金は肉豚・肉用牛の価格差補てんや家畜衛生対策、ハマユウポーク生産・振興対策などに2億3,884万2,000円となっております。

17ページをごらんください。

4番、財務の状況についてでございます。貸借対照表でございます。表の左下、資産の合計は、102億5,981万4,000円余となっております。下から2段目、正味財産合計につきましては、21億5,880万8,000円余となっております。

それから、(2)正味財産増減損益計算書でございます。(1)の経常収益から経常費用を差し引きました経常収支につきましては、3,553万6,000円余となっております。その下、2の(1)経常外費用490万6,000円余を差し引きましたいわゆる当期利益であります当期一般正味財産が3,063万円余とプラスにはなっております。

次に、資料の18ページをお開きください。

公社等改革の状況についてでございます。これまでの取り組み等につきましては、畜産関係につきましては、関係団体が非常に多くて効率化が求められていたこともありまして、畜産関係団体の統廃合を検討するために、平成16年に畜産団体再編推進協議会を設置いたしまして、団体の再編について関係機関団体と一体となって協議を行ってきたところでございます。その結果、平成18年10月1日に、これまで説明を行ってまいりました4団体を再編統合し、現在の社団法人宮崎県畜産協会を新法人として設立したところでございます。また、新法人設立に当たりましては、単に事務所の統廃合ではなくて、事務の効率化や人員の見直し等を行いまして、特に人員につきましては、職員の補充を行

わずに、旧団体で42名おりました職員は現在では32名となっており、人件費を含めた経費の削減に努めたところでございます。

また、畜産協会におきましては、「畜産農家の経営指導」を初め、「畜産物価格安定対策」や「家畜衛生対策」などを実施している公益性の高い法人でありますので、新公益法人として移行認定を受けるべく、平成19年度より、新公益法人会計基準に沿った会計システムの導入をいたしまして、会計の一本化を図ったところでございます。

最後に、(2)今後の方向性についてでございます。現在、平成23年度の新公益法人としての認定申請に向けまして、税理士などの専門家との協議を行っているところでございます。また、近年の厳しい畜産情勢の中、協会の総合的な畜産経営支援組織としての役割を踏まえまして、今後とも、業務内容や組織体制の効率化に努めまして、県の人的関与のあり方につきましても、検討を行っていくこととしております。

畜産協会については以上でございます。

19ページをお開きください。

最後になりますが、宮崎県家畜改良事業団の概要についてでございます。

まず、設立の目的についてでございます。社団法人宮崎県家畜改良事業団は、本県肉用牛の改良と増殖を促進するために、事業団みずから種雄牛を繫養いたしまして、家畜人工授精用の凍結精液の計画的な製造を含めた需給管理や、本県和牛種雄牛造成のための産肉能力検定等の推進を行うことを目的として設立された法人でございます。

(2)設立年月日についてでございます。設立は昭和44年9月に前身の社団法人宮崎県家畜改良協会が設立され、その後、昭和48年3月に

現在の社団法人宮崎県家畜改良事業団として改組しております。

出資総額につきましては、9,800万円で、うち県の出資額が4,000万円となっております、出資割合は40.8%でございます。

出資者一覧でございます。出資者は県内の各JA（農業協同組合）を初め、畜産関係団体18団体となっております。

資料の20ページをお開きください。

県出資の経緯についてでございます。昭和40年当時、肉用牛の種雄牛、いわゆる種牛は、県内の各地域に配置された種雄牛管理協会により、地域ごとに繋養され、精液の製造、配布がなされていたところでございます。その後、凍結精液が全面利用されるなどの家畜人工授精の技術の進歩を背景といたしまして、検定事業等の強化により、産肉性と肉質のすぐれた宮崎牛の造成に加えまして、種雄牛管理の経営の合理化あるいは効率的な改良を促進いたしまして、畜産経営における生産費の低減や肉用牛の安定的な発展と生産振興を図るために、県が昭和47年に県一本化による種雄牛経営組織の整備計画を作成したところでございます。その後、県の主導によりまして、各郡市の種雄牛管理協会を発展的に解消いたしまして、種雄牛を県有牛として買い上げ、その飼養管理と凍結精液の製造、需給管理を行うことを目的に、昭和48年3月31日に社団法人宮崎県家畜改良事業団を設立いたしまして、県内種雄牛の集中管理の体制が整備されたところでありまして、設立時から計3度の出資をいたしまして、現在まで継続しているところでございます。

次に、2. 組織についてでございます。役員につきましては、23名で、このうち常勤役員は2名でありまして、うち、県OBが1名となっ

ております。職員につきましては、1部3課体制で職員数は24名となっております。

資料21ページをごらんください。

常勤役員の年収額でございます。ここで大変申しわけございませんが、額の訂正をお願い申し上げます。1人当たり609万7,000円となっておりますが、これを513万5,000円の訂正方をお願いいたします。常勤役員の年収額は、1人当たり513万5,000円となっております。

3番、事業の概要でございます。県からの財政支出の状況につきましては、平成20年度は委託料、補助金を合わせまして、県からの財政支出は、総額で1億1,090万3,000円となっております。うち、上から3つ目の肉用牛産肉能力検定促進事業の1,330万円につきましては、事業団を経由して、県内各地域の農協等へ支出されるものでございます。

(2) 平成20年度の事業実績についてであります。委託料につきましては、種雄牛候補牛の産肉能力検定や飼養管理に対する経費といたしまして7,998万6,000円を、補助金につきましては、種雄牛候補牛の交配に係ります経費や、産子の肥育経費への助成など、3,091万7,000円となっております。

資料の22ページをお開きください。財務の状況についてでございます。

まず、貸借対照表でございます。左の一番下、資産合計につきましては、8億8,106万9,000円余となっております、右側、負債の部の合計、これも記載はありませんけれども、3億1,454万6,000円となっております、出資金や繰越剰余金、当期利益金を含めました純資産額は、下段から2番目、5億6,652万3,000円余となっております。詳細につきましては、ご

らんいただきたいと存じます。

資料23ページをごらんください。損益計算書でございます。事業団の業務の中心であります凍結精液の売上高につきましては、左側の一番上、3億6,362万円余となっております。また、表、右下から3番目の経常損益でございますが、2,462万1,000円となっております。法人税等の充当額を差し引き、当期利益は1,044万2,000円余となっております。

資料24ページをお開きください。公社等改革の状況についてでございます。これまでの取り組み等については、組織改革につきましては、平成19年度から公益法人制度改革についての説明会の参加や、他県の類似団体等との情報収集を行っておりまして、新公益法人への移行に向けた内部検討を行っているところでございます。

今後の方向性につきましては、家畜改良事業団は、県の肉用牛改良・増殖の中心的な組織でございます。これまで優秀種雄牛の作出や、凍結精液ストローを製造譲渡することで、県内畜産農家の経営安定や、宮崎牛ブランドの確立に向けまして、公益性の高い業務を行ってまいりました。今後、公益法人制度改革に沿った組織体制や会計システムの見直しを行いますとともに、経営改善計画の中で家畜改良事業団が畜産農家の経営安定に果たす役割の検証でありますとか、現在の財務状況等を踏まえました県の財政関与のあり方、凍結精液ストローの需給体制等について検討を進めていくこととしております。家畜改良事業団の概要につきましては以上でございます。

畜産課の説明は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○丸山委員長 説明は終わりました。質疑等がありましたら、御発言をお願いいたします。なお、1法人ずつ質疑を進めたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

まず、株式会社ミヤチクについての質疑等をお願いいたします。

○井上委員 1つだけちょっとお尋ねしたいのですが、このミヤチクの競争相手、民間の競争相手といったらどこなんですか。ないんですか。ミヤチクが1本ですか。

○山本畜産課長 ミヤチクの競争相手ということになりますと、畜産業界、かなりいろんな企業とか会社等もございまして、大手と申しますと、例えば、いろんな大手の食肉関係の企業等もございまして、そういったところは、ある意味ライバルでもありますし、ある意味、一緒に仕事をしていく部分もちょっとありますけれども、食肉業界全体でいろんな企業等が競争相手にはなろうかと思えます。

○井上委員 ちょっとよくわからなかったんだけど、競争相手という会社と言われるようなところは、非常に県内に多いということですか。何社ぐらいあるというふうに言ったらいいんですか。

○山本畜産課長 県内で競争相手と言われると、なかなか具体的にちょっと難しいところですが、基本的にはかなり宮崎県内の今肉用牛の約半分、それから豚の約4割ぐらいをこのミヤチクの2つの工場で処理をいたしまして、その処理とあわせて食肉の販売、それと加工品の製造、そういったことをかなり主体的にやっている企業でございますので、同じような性格の企業ということになりますと、ほかには大きなところはないということでございます。

○井上委員 ないのね。結局ね。

○武井副委員長 伺いますが、今直営のステーキ店舗なんかはいろいろと展開をしていらっしゃるって、非常に評判もいいのかと思うのですが、そういった民業との関係もあるかと思うのですが、今東京、福岡、あと宮崎が2店舗ぐらいかと思うのですが、直営でこういった店舗、飲食店の拡大化は、今後どういうふうな、今後もしもどんどん広げていくということなのか。現状が一定程度と、現状で終わりということなのか、そのあたりの今後の方針みたいなことについてお聞かせください。

○山本畜産課長 今お話のように、レストラン関係、飲食店が6店舗ございます。県内に4店舗、それから東京の銀座ミヤチク、それから昨年は博多にミヤチクレストランを立ち上げております。今、なかなか食肉の外食産業等、不景気の中で非常に厳しい状況にありますけれども、おかげさまで今、ミヤチクそのものはレストラン経営については、非常に順調に推移いたしております。ただ、昨年立ち上げました博多につきましては、当初やはり知名度がなかったり、いろんな条件が悪かったということもありまして、苦戦をいたしておりましたけれども、今少し順調になってきておるところでございますが、今後のいろんな経済動向と申しますか、そういったことも見ながら、今後の展開というのは考えていくこととなります。あるいは具体的に次にどこという計画があるというふうには聞いておりませんが、こういった店舗を出すことで、宮崎牛という一つのブランドイメージの定着化に向けて大きな貢献をしていただいていると思っておりますので、今後も引き続きそういった計画があれば、私どももいろんな意味でまた支援をしていきたいと考えております。

○武井副委員長 レストラン事業自体は、現在では、部門としては黒字であるということでしょうか。

○山本畜産課長 既存店舗全体では売り上げとか総利益におきまして、計画あるいは前年を達成することができたというふうに書いてございますので、黒字経営というか、計画どおりの達成ができていくというふうに考えております。

○鳥飼委員 関連してお尋ねしますが、県内でしたら観光ホテルの中と一ツ葉、それしか私は思い浮かばないんですが、これまで宮崎ブランド、宮崎牛のお店ということで、民間のレストランが県の支援、そういうこともありながら頑張ってきたという経緯があると思うのですが、直営店ができたことで、現状非常に競争が厳しくなるし、ミヤチクのほうが直営ですから、安く入るということで、民間のレストランから我々のほうの今までの努力はどうしてくれるんだというふうな声は聞いておられませんか。

○山本畜産課長 直接的にはそういった声も聞いておりませんが、ある意味、ミヤチクレストランの場合は、宮崎牛ブランドのステータス的な存在であろうというふうな位置づけしておりますし、現在、県内のレストラン、指定店もございますけれども、そういったところに直接的な影響があるというふうには考えておりません。

○鳥飼委員 私聞いているんですよ、実は。1代目、2代目と世代交代もあるんですけども、せっかくだからやろうということで、2代目も継続してやるような状況になって、それでミヤチクの、私も時々行ってスタンプカードで1回もらいましたけれども、利用はさせていただいてるんですが、やはりそういう直営店ができれば勝てないと言うんですね。生き残れない

というような声を私直接聞いているんです。そういう声を聞いて、山本課長は聞いておられないということですが、届いていないのはどうかかなと思うのですよ。私、これまで宮崎牛ブランドを売る店ということで今一生懸命頑張ってきたところが、そういふうにしてあえいでいるということは、ぜひこれを救っていつてもらいたいなと思っております。

○山本畜産課長 ちょっと私のほうが認識がないといえればそれまでなんですけれども、おっしゃったことも含めて、今後の店舗展開というか、そういったところにもつなげていきたいと思っております。それに今、非常に景気の低迷で、外食産業全体が非常に厳しい状況にございまして、そういった中で、そういう状況もあるのかなと思っておりますので、またミヤチクあたりにもその辺の話は伝えたいと思っております。ありがとうございます。

○鳥飼委員 ミヤチクからも来ておられますので、ぜひそういう声もあるということを受けとめておいていただければと思います。やはり宮崎県としても、宮崎ブランドの店ということでつくってこれまで売り出してきたという責任も一つあるわけですから、そういう声も出ているということでしっかり受けとめていただきたいということで、これは要望に変えておきたいと思っております。

○福田委員 先ほどの説明で、ほぼ畜産公社からミヤチクまでの経過が説明されたと思いますが、私は、県行政が関与した畜産行政の中では最も成功した事例かなと、こういうふうにかつて私も役員をやっておりましたから感じておるわけではありますが。結論は、引き続き現状を維持したいということですから、私はこれでいいと思うのですが、いろんな誤解等も出る

んですよね。例えば、宮崎牛の産地でありながら、県内で宮崎牛が食べられないということで、当初はしぶしぶアンテナショップで、橘通りの西村の地下に1カ所スタートして、それから一ツ葉に持って行って、銀座、そして宮観に出したんですが、数億単位の投資が要るんですね。大変なんですけど、しかし、ブランドづくりには必要だということでやってきた経過があると思います。これがのべつまくなしになりますと、鳥飼委員の御指摘のようなことになると思いますが、それはないと思いますが、かつてこの畜産公社を設立して大赤字を出して、大変な事態で新たな展開を図ったことを思いますと、私は、このミヤチクについては、名称を3回変わってますけど、成功事例の一つかなということで、先ほど説明を聞いておりました。引き続き頑張っていたきたいと、このように考えております。

○徳重委員 大変な事業をさせていただいているんですが、従業員数は総数どれぐらいいらっしゃるんですか。

○山本畜産課長 平成20年の時点で616名でございます。男性が430名、女性が186名となっております。前年に比べますと27名ふえている状況でございます。

○徳重委員 雇用の問題が今非常に大きな問題になっているわけですから、ここでリストラとか、事業としては順調にしていると思うのですが、ふやしていくとか増員の計画はあるもののでしょうか。

○山本畜産課長 申しわけありません。増員の計画ですか。

○徳重委員 従業員をふやして行って、事業を伸ばしていくというような計画はあるのかどうか。

○山本畜産課長 事業自体はこれからまた大きくというか、展開していく状況に今現在はありませんが、現状維持あるいはもう少し状況を見ながら、やっていく方向かなと思っておりますけれども、従業員も先ほど申し上げましたように、一昨年に比べますと27名ほどふえておりますので、企業としては、非常に健全経営をしながら、雇用についても大きく貢献をしているというふうに理解をいたしております。

○徳重委員 計画的な増員計画あるいは事業拡大計画というのは、今のところないという理解でいいですか。どの部分をふやすとか。

○山本畜産課長 牛肉の製造部門につきましては、牛の頭数あたりも今のところまだ急激にふえるような状況にありませんし、今後、特に加工部門、今、「農村協働工舎」というちょっとミヤチクの中でまた新たなブランドをつくって、加工品等の商品もいろいろと出しておりますので、そういったところについては、今後、力点を置いていくというふうな話でございます。

○星原委員 今、加工ということで、ミヤチクの場合、加工なんですけど、宮崎県としてこれからの宮崎県が生きる道はどうしても生産できる素材を持っているわけですから、そういったものを加工する工場というのをぜひやっぱりふやしていく必要があると思っていますね。だから、牛でも豚でも先ほどの説明では、県内生産の50%ぐらいだと。それをやはり伸ばしていく形にしないと、宮崎の農家の人たちの収入をふやすには、加工で付加価値をつけて、そして農家にも還元していくような形に変える方法をとっていくべきじゃないかなと思うのですよ。やはり、今言いましたように、せっかく自分たちでつくった財産をどこかにそのまま、素材の

まま持っていけば、だれかがそこに付加価値をつけているわけですから、やはりそういう意味でも、少しいろんな事業予算あるんでしょうけれども、補助金とかいろんな予算を私は組んでも、加工に力を入れる体制、そういう形にぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますので、そういう面の力を入れる方向で、県も一緒になって取り組むべきじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそういう形での取り組みをお願いしたいと思います。

○山本畜産課長 先ほど申しましたように、加工部門につきましては、一つのブランドもつくっております、ギフト製品でありますとか、そういったネットショップを充実したいというふうなことで、今ミヤチクのほうも努力いたしておりますので、委員がおっしゃったような形でぜひ努力をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○山下委員 このミヤチクの決算年月は3月ですか。決算の年度締めというのは3月でいいんですか。

○山本畜産課長 3月末でございます。

○山下委員 経常利益で1億5,000万出しておられるのですが、同期比で42%ということは半以下ですね。主なその理由というのは何だと思えますか。

○山本畜産課長 先ほどから申し上げておりますように、やはり景気の低迷ということがかなり大きな影響を与えておまして、特に高級牛肉が今売れ行きが悪いということで、それが非常に大きな苦戦の要因でございます。豚肉につきましても、昨年の秋以降、非常に出荷頭数がふえて豚価が下がっているということで、また加えまして安い輸入豚肉が入ってきているというようなこともございまして、全体的には収益

のほうに影響を与えまして、このような数字となったところでございます。

○山下委員 今、和牛の肥育農家も大変な状況なんですけど、今までこれだけ積み上げてきた実績の中で、やはり少しでも農家に対しての支援措置と申しますか、その辺のことは対策というのは検討されたことがあるんですかね。

○山本畜産課長 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、ミヤチクにつきましては、今のように非常に畜産物の価格が低迷しているときに、いわゆる買い支えと申しますか、通常よりも高値で価格設定をいたしまして、畜産農家、特に養豚農家、肉用牛農家の牛の買い価格を上げて購入しているということで、例えば、昨年でいいますと、豚の買入れ金額が通常よりも上期が27円、それから、下期も23円高く、これはキロ当たりですけども、買い上げをいたしておりますまして、その金額だけでも2億4,000万程度になります。これにまた牛を加えますと、さらに大きな金額になっておりますので、非常に畜産経営に大きな役割を果たす会社であるというふうに私ども認識をいたしております。

○山下委員 ぜひ系統利用されている農家の皆さん方のここが踏ん張りどころですから、ぜひ支援策を続けていただくとありがたいと思います。

それともう1点、もう何年になるんでしょう、20年ぐらいになるんですかね。米国の輸出向けがスタートして、大変今、中国関係のほうにも輸出をされているようなんですが、その海外輸出の貢献度というのをちょっと教えていただきたいのですが。

○山本畜産課長 輸出につきましては、対米が平成2年から、対香港が平成6年から、それから、対シンガポールも平成11年から始めており

まして、一時、平成12年の口蹄疫でありますとかBSEの発生によりまして、現在、一時輸出の禁止等がありましてとまっておりますけれども、対米につきましては、平成18年に再開をいたしておりますし、対香港につきましても、平成19年から輸出が再開をいたしております。また、宮崎県では輸出をいたしておりませんが、対シンガポールにつきましても、つい先般、輸出ができるような状況になりましたので、今後、対シンガポールというところも視野に向けてやっていきたいと思っております。現在までに途中輸出ができない状況もございましたけれども、平成20年度末で112トンがそれぞれ対米、対香港、対シンガポールということで輸出されております。まだまだ量的にはそんなに大きな量ではありませんけれども、今各県ともいろんな経済状況の中で、海外に向けて輸出戦略を立てておりまして、ある意味、産地間競争というようなことで非常に激化もいたしておりますけれども、やはり宮崎牛ブランドを今後とも、国内はもちろんですけども、海外に向けても大きく発信していく大きな足がかりになるのではないかと考えております。また、この海外向けの輸出ということで、やはり衛生的な、輸出認定工場というのは非常に衛生基準が厳しいということがございますので、こういった衛生基準をクリアした工場で生産されている牛肉ということで、海外輸出はもとよりですけども、国内にもそういった意味での販売戦略と申しますか、PRと申しますか、そういったものを積極的に売っていきたいというふうに考えております。

○丸山委員長 ちょっとお伺いしたいのですが、資料5ページに書いてあります出資のことなんですけれども、農畜産業振興機構とい

うのがあるんですが、ここには県のほうからは出資金は入っていないのか、それをお伺いしたいと思います。

○山本畜産課長 畜産振興事業団、いわゆる今の農畜産業振興機構でございますが、このことでございますか。恐らくしてないと思います。ちょっとそれは確認をさせていただきます。

○丸山委員長 6ページのほうに、配当金はなく、買い支えということなんですが、ちなみにどれぐらい今の配当しない分、利益がことしも昨年も1億5,000万あるんですが、積立金みたいなものがあるのかなのか、どれぐらいあるのかということをお伺いしたいと思います。

○山本畜産課長 積立金につきましては、昨年度末で、内部留保という形で積み立てておまして、今、17億5,500万円ほど積み立てをいたしております。なお、これにつきましては、さまざまな施設改修とか設備投資、こういったものに備えるために内部留保いたしてございます。

○丸山委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ、畜産公社に移ります。質疑がある方はよろしくお願ひします。

○福田委員 霧島酪農公社でスタートしたんですが、今、名前がミヤチクの前身の会社と同じ名前になっていましたから、勘違いをしたんですが、設立当初から非常に苦慮した団体なんですが、最後の今後の方向性について、かなり検討委員会の答申を受けてのことと思いますが、踏み込んで書いてありますが、どういう方向で、今酪農家もかなり減少しておりますし、それと、これは酪農専門ですよ。他県に行きますと、今北海道と同じでいい例であります、酪農家が一方で和牛も兼ねて経営してやっているということですから、その両方組み合わせて

やる方向もあると思います。特に受精卵の問題で。私どもは、先般、問題が発生した後、現地調査を北海道に15名の議員でやったんですが、受精卵移植等については、本県ではまだ試験研究機関・団体等が主流ですけど、北海道ではもう生産者団体が幅広くこの受精卵技術を利用して、もう完全なコマーシャルベースになっているということを現地に調査してわかったわけですが、そういうことを考えますと、改革で生産も大事と思いますが、せつかくこういう団体をつくってきてそういうことをやっていらっしゃるんですから、そういう新たな事業を付加する方法も一つの改革の方向かなと考えました。特に北海道のすごさというのは、F1牛を利用して、母体にして受精卵を移植し、和牛子牛の生産コストを引き下げている。母牛のコスト比較の説明をしてくれましたが、大体5分の1ぐらい、優秀雌牛が高いときは70万台でした。それを15万ぐらいのF1牛で受精卵移植をもって代替する、こういうこともやっていましたから、その辺もあわせて検討される時期かなと。これ設立時からずっと苦勞に苦勞を重ねてきた組織ですから、私もずっと見てきましたが、私は酪農家ではありませんが、大変だなと思ったんです。何か御意見があれば。

○山本畜産課長 御案内のとおり、設立当初からいろいろ事業が計画どおり進まないこともございまして、非常に累積欠損金がふえておまして、先ほどちょっと御説明いたしましたけれども、一昨年度までは順調に累積欠損金も減少いたしておりましたけれども、昨年配合飼料価格でありますとか、肉用肥育牛の売却あたりがなかなかうまくいかないということで、赤字がかなりふえたということで、先ほど委員のほうからありましたように、方向性検討委員会の設

置に至ったところでございます。一応中身といたしましては、将来の清算に向けた収支の改善並びに事業の整理ということで、検討するようというようにお受けしております。清算ということになりますと、すべてなくなってしまうような印象がございますけれども、基本的に預託事業、乳用子牛の預託事業というのは非常に酪農家にとりましても、労力の軽減等を含めまして、非常に大きな大事な事業でございます。ただ、そうはいいまして、今非常に酪農経営が厳しいという状況もございまして、預託が非常に激減に近い形で減っている状況もございまして、この部分がなかなか採算的に非常に厳しいところもございまして、肥育事業につきましては、先ほど申しましたように、社会動向にも非常に影響されるということもございまして、ここにつきましては、今後、どうしていくかということは検討課題だろうと思っております。

それから、委員おっしゃったように、受精卵事業につきましても、今、畜産公社につきましても、乳牛、それから和牛の供卵牛を繋養いたしまして、県とも一体となって受精卵の採卵等も行っております。技術の蓄積等もございまして、おっしゃるような、受精卵移植の活用というの、畜産公社の今後の方向性の1つかなというふうに考えております。今後は、一応関係する出資団体が今35ございますけれども、出資団体がそれぞれ今後どうしていくかということで、中にはほとんど市町村とか農協で酪農家がいらっしやらない地域もあるものから、そういった地域の方々も今後、畜産公社の経営に参画をしていかれるのかどうか、そういったことを含めて、今それぞれの出資団体に検討をいただいております。委員おっしゃったように、酪農家の預託事業に対するニ

ーズがどの程度今後もあるものか、それか酪農事業、酪農経営に対してどういったものが今後我々行政としてできるのか、そういったことを含めまして今後検討していきたいというふうに考えております。

○十屋委員 大変厳しいというので、累積もまたふえたと。それで1つお聞きしたいのは、畜産県の鹿児島とかほかの他県のこういう公社というものがどういう形になっているのかというのをちょっとお話を聞かせていただきたいのですけれども。

○山本畜産課長 私も詳細には存じませんが、各県でいろんな形態のこういった保育育成の牧場というのがあります。県内にもかつては数カ所、市町村単位でやっておられるところもありましたし、現在でも小林市が中心となって、今公共育成牧場を持っております。それから他県、熊本県あたりでも民間企業が、民間の方がやられたり、本県の畜産公社に近いような市町村とかJA等が中心になってやられているところもあるように聞いております。ただ、なかなか保育育成というか、預託事業につきましては、どこもなかなか厳しい経営状況にあるということで、中には撤退をされて、新たな展開をされているようなところがあるというふうな話も聞いております。

○十屋委員 先ほどからいろいろ説明、3つです。株式は別にして、そういうところがあって、技術の継承も絶対必要だと思いますし、何らかの清算をされる場合は、ほかの仕事の中身的にはつながりがあるので、そういうあたりとの先ほどあったように統廃合等も含めて、前向きにいい方向で考えていただければなというふうな、要望としてお伝えしておきたいと思っております。

○徳重委員 酪農家が年々減っている。新規が全くないというふうなお話をお聞きするわけですよね。そうなりますと、この育成については先の見通しというのはある程度整理を早くしていかなきゃいけないんじゃないかと。酪農家にも、いつごろまでにはこの事業はやめますということを早く言うべきじゃないかというような私は気がするんですが、いかがでしょうか。

○山本畜産課長 実は公社の預託牛でございませうけれども、年々減っていると。これは酪農家自体が減っているということもありますけれども、平成8年には736頭ほどの預託があったんですけれども、この当時は酪農家の全体の29%、約3割ぐらいが畜産公社を利用されておりましたけれども、平成20年度につきましては、先ほどの736頭が今216頭ということで、農家の割合からいたしましても14%と、酪農家自体も減っております。頭数自体も減っておりますけれども、預託をされる割合も非常に減ってきている状況でございまして、全体的に酪農経営が厳しいということの1つの証拠でもあろうと思っておりますけれども、酪農家の方々が保育育成、預託に対して、今後どういったニーズがあるのかも踏まえて、委員御指摘がありましたような方向でいろいろ検討していきたいというふうに考えております。

○徳重委員 今おっしゃいました数字を見ても、10年ぐらいの間に3分の1というような状況、もうあと10年過ぎたときにはどうなるかなということを考えると、やっぱり農家の意見も十分聞いていただいて、最大限協力はしていただかなきゃ、酪農家は大変厳しいという状況があるわけですから、それとあわせて酪農家もわかるような施策を何らかの形で販売網についても行政もやっぱり努力していただかなければ

ば、今現在やっていらっしゃる人も経営に困ってしまうということになるから、そこ辺にも、こういったお金があるんだったら、欠損金になっているわけですけども、何とかそういった拡大の方向にも努力していただきたいということを要望をしておきたいと思っております。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ次に畜産協会について御質問をお願いします。

○福田委員 畜産協会についても、生産者の長年の懸案事項が解決をして、受益農家の負担が非常に減少したということはいいことだなど思っているんですが、さらにもう一步踏み込んで、改革ができればいいかと、私は現場にかつておりましたから考えております。と申しますのも、子牛競り等に行きますと、競り価格も50万なら50万、40万なら40万出るんですが、その価格がすべて生産者の手取りにはならないんですよね。コストは別ですよ。振り込み代金ですね。高いときはパーセンテージとしてはそんなに高くないですが、10%ぐらいですが、安くなりますと、15%、16%関係の団体手数料で飛んでいくんですよ。そういうことを考えますと、今回の組織の統廃合というのは非常によかったですと考えるわけでありまして。

ところで、このいろんな大きい、特に私はこの中では県関与では肉用牛の子牛安定基金と家畜畜産物の衛生指導協会、これはかなり県の関与が必要だと考えているんですが、特に子牛安定基金等についての積み立てについての原資は、従前どおり確保できるものか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが、行政サイドの。

○山本畜産課長 子牛価格安定制度につきまし

ては、法律に基づいて設置されました旧価格安定基金協会、ここを引き継いで畜産協会で行っているわけでございます。御案内のように、今畜産経営が非常に厳しい中で、子牛価格も平成18年には平均価格が52万あったんですけれども、昨年度は40万を切って39万4,000円、そしてさらにことしも、4月以降、少し下がっておりまして、35万とか36万といったところを行ったり来たりしている状況がございまして、宮崎県まだ全体的には、価格としては、ほかの県に比べますと、まだ高い状況がございましてけれども、全国的には非常に低い状況があって、今後、これまで余り子牛価格安定基金につきましては、発動というのはそんなにたくさんあったわけではございませんけれども、今後、そういったものの発動が視野にあるような話もちょっと国のほうからも聞いておりまして、これにつきましても、県も今、積立金ということで、農家の助成等も4分の1は県が積み立てるようなことをしておりますし、国も2分の1助成ということでやっておりますが、今後、畜産物の価格がだんだんだんだん下がってまいりますと、国の原資、農畜産業振興機構の原資あたりもなかなか潤沢にあるわけではございませんので、その辺は危惧されるところでありますけれども、ここは法律上非常に措置されている制度でもありますので、国としても恐らく安定制度につきましては、しっかり守っていくという体制をとっていくと思っておりますし、私ども県といたしましても、これにつきましては、やはり経営安定という面でも非常に大事な施策であるというふうに認識いたしておりますので、今後とも引き続き力を入れてまいりたいというふうに考えております。

○福田委員 結局皮肉なシステムになっている

んですが、輸入肉の関税資金を原資にいろんな畜産行政の資金が捻出されるわけでありますが、長らくずっとアメリカからの牛肉の輸入が細っているわけですが、その辺からの輸入課徴金の累積は、ほかの国のオーストラリアあたりの輸入牛によってカバーできているわけですか。絶対的に輸入が減っているわけですか、その辺は。どうですか。おかしなことですけど、聞くのは。

○山本畜産課長 私も今のお話、全体的な話としてちょっととらえてないところもありますけれども、基本的には関税収入で今こういった畜産の振興に充てられているところがございますけれども、最近の輸入の状況は、御案内のとおり、BSEの関係でアメリカの牛肉が一時ほとんど入ってこない状況がありまして、その間オーストラリアからの牛肉がかなりウエートを占めるような状況にありまして、ただ、今アメリカのほうもBSEのステータス区分でいいますと、日本よりもランクが1つ上の、ある意味、ほとんどフリーな状態で牛肉を輸出できる国になっておりますので、今後は国際間の交渉になると思っておりますけれども、アメリカの牛肉の攻勢というのがだんだんだんだんまた強くなって、今よりもさらにアメリカ産の牛肉が入ってくる状況は予測がされますので、そこら辺を含めると、農畜産業振興機構の予算と申しますか、そういったところがどうなってくるのかということは、見通しはなかなか難しいんですけれども、今後、そういった状況もあるというふうには考えております。

○山下委員 県畜産協会の役割についてちょっとお聞きしたいと思うのですが、それぞれ組織を解散されながら、畜産協会のほうが今主導権を握ってやっつけていただいているのですが、例え

ば、畜産の中で、酪農とか和牛の生産というのは、組織体系がぴしゃっとできているんですね。私は、いろんな生産調整を進めるとか、それと衛生問題、いろんな病気等が発生したときとか、組織体系の確立をしていかないと、情報の伝達とか、産地を守るために、経営計画とか、そういう伝達の仕方がちょっとばらばらかなど。というのは、肥育も商系が入ったり、系統が入ってきたり、そして、ブロイラー、採卵、豚もそうなんですよね。非常にそこ辺の農家等の話を聞くときに、それぞれ系統というのがばらばらであれば、ばらばらな情報も入ってくる場所もありますし、県として農業県でありますから、それも畜産が主軸ですから、それらのことを考えると、協会の役割というのが非常に大きいかと思うのですが、その辺の考え方を、今の状況とですよ。、私はぜひそういう目的を達成してほしいと思うのですが、考え方をちょっとお聞きしたいのですが。

○初鹿専務理事 今、委員がおっしゃったような目的もその一つで統合したわけですので、そういう機能強化を発揮していくことが畜産協会の重要な役割の一つだというふうに我々も認識しております。おっしゃったように、下部の組織、系統、商系、これが分かれていますので、畜産協会としては、系統と商系の区分はなしに、それぞれ系統であれば農協連等を通じて、あるいは商系であれば配飼協等を通じて、そういった情報伝達が遺漏なきよう努めておるつもりでございますが、まだ統合して日も浅うございますので、不十分な面もあろうかと思っておりますけれども、委員がおっしゃったような点は十分踏まえて、対応を強化していきたいというふうに考えております。

○山下委員 ぜひよろしく申し上げます。

○星原委員 説明の中で、今後の方向性ということで説明いただいて、最後のほうで、「県の人的関与のあり方についても検討を行っていく」という言葉が説明の中にあっただけですね。そして、この協会の役員名簿を見ると、やはり県から、あるいは宮崎市とか都城市とか延岡市の部長さんとか、あるいは北郷町長とか川南町長とか三股町長とか、理事の中はかなり行政の人もいっぱい入ってきた協会なんですよね。県が人事のあり方について考えるというのは、県が抜けるということじゃないだろうというふうに思うのですが、一方ではそういうことも想定をして、今協会のあり方そのものを変えていこうとしているのか、もうちょっと強化する意味でそういうふうに考えていこうとしているのか、その辺についても今考えられる範囲があれば説明をお願いします。

○山本畜産課長 当然でありますけれども、組織体制の効率化等に努めるということで、人的関与につきましては、今、畜産協会は、県あるいは国の施策と連動いたしましたいろんな事業を総合的に今実施しております、ある意味では行政の補完的な役割、そういったものを担っていただいておりますし、また、畜産関係団体の調整役ということで中心的な団体でもございます。非常に重要な団体というふうに私ども認識をいたしております。行政経験のある人材が要請されているということで、私ども派遣をいたしておりますので、非常に今、事業そのものが国の全国団体のいろんな事業も、畜産協会に非常に大きな形でおりにてきている状況がございますので、ここはむしろ人的関与を引き下げるというよりは、一部、ちょっとこういう場で申し上げるのは本当は適当じゃないかもしれないんですけども、少し強化するような意味を含

めて、ここには記載をさせていただいております。いずれにしても、そこは組織全体として効率化等にも努めながら、検討していく必要があるというふうに考えております。

○**星原委員** 法人の目的の中で、畜産農家の経営指導とか、あるいは畜産物価格安定対策とか、先ほど出ましたけれども、衛生対策とか、一番重要な部分ですよ。すべての分野の中で重要な部分だと思うのですよ。ですから、その辺のところの協会としての、今言われましたように、私は役割をびしっと果たしてもらわんと、最終的に影響を受けるのは農家だと思いますから、やっぱり農家がどうやって経営が安定していくかという部分について、やっぱりそこら辺が統合されてしっかりした協会としての役割を果たすようにしていってもらわんといかんのかなと思いますので、ぜひそういう形でよろしくをお願いします。

○**武井副委員長** 御質問いたします。こういった社団法人で、名簿をちょっと見させていただいているんですが、きょうもお見えいただいておりますが、専務理事と常務理事が常勤でお二人いらっしゃるというのは、結構ほかにはないと思うのですが、何と申しますか、職掌分担と申しますか、それぞれのお仕事の役割分けみたいなのはどのようになっているのか、お聞かせください。

○**初鹿専務理事** 専務、常務の2人常勤体制をとらせていただいております。本協会は、国、中央団体、県、これの補助事業、受託事業が主でございます。その事業の種類も多岐にわたっております。ざっと数えただけでも約70本ぐらいの補助事業、受託事業等を受けて実施しているところでございます。こういったものそれぞれ具体的な問題点等の対策等について、

やはり1人ということになりますと、協会の運営から事業の実施までということになりますとなかなか大変でございます。そういうことで、協会運営と事業の具体的対応等について、それぞれ分けて担当しておるということで御理解をいただきたいと思っております。

○**武井副委員長** 確かに多岐にわたっておりますからそういうことだろうと思っております。わかりました。

続いて、県の派遣で参与という肩書の方が1人いらっしゃいますが、この方は、事務局長は事務局長で別に派遣があるんですが、具体的にどういった役割を担っていらっしゃるのか、伺います。

○**初鹿専務理事** 本協会は、いろんな団体、協議会の事務局といったものも受け持っております。例えば、養豚の生産者の団体あるいは市場開設しております郡畜連合会議、そういったところの団体、共進会、県の畜産共進会の協議会、そういった協議会等の任意団体の事務局が多数ございます。そういったものを中心に参与が担当しておるというふうに御理解いただきたいと思っております。

○**武井副委員長** わかりました。ということは、確かにそういった団体が非常に多くあるというのは認識はしているんですが、ということは、その方は基本的にはこの協会の業務のフローの中にあるというよりは、どちらかというと、この業界に付随するそういった団体を主に管理と言いますか、掌握していくというポジションでいらっしゃるという理解でいいですね。

○**初鹿専務理事** はい、そういうふうにお考えいただいていると思います。

○**武井副委員長** わかりました。以上です。

○丸山委員長 先ほど70本近くの事業を受託されているということなのですが、補助事業と委託があると思うのですが、それに関して、随契なのか、競争入札という形でとられているのか、それをちょっとお伺いしたいというふうに思っております。

○初鹿専務理事 主体は補助事業、それから中央団体からの受託事業でございますので、これはそういった入札制度ではございません。一つございますのは、防疫事業、家畜疾病の防疫事業、これのワクチン購入に対しては、競争入札というものをとっております。それは事業の中でやっているということでございまして、主体は補助事業でございますので、国、県、中央団体からおりてきたものを本協会が受託して実施していくというふうにお考えいただきたいと思っております。

○丸山委員長 16ページに書いてあります畜産経営技術高度化促進事業の中の内容をみますと、情報データベース化事業というふうに書いてあるものですから、これまた再委託とかされていることがあるんでしょうか。

○初鹿専務理事 再委託はございません。本協会が直接実施をしているということでございます。

○丸山委員長 県から派遣されている職員に関してなんですが、その後、人事異動の関係で、せっかく畜産関係の仕事に精通されている方が来ていらっしゃると思うのですが、人事異動でまた違う部署に行ってしまうと結局意味がないのかなというふうに思いつつ、その辺がどういう形で多分協会のほうからこの人をできれば来ていただけないでしょうかというふうに県のほうに要請してはいると思うのですがけれども、その流れはどうなっているのかというのを教えて

いただきたいと思います。

○初鹿専務理事 県から派遣をいただいております3名の方については、畜産の専門職の方でございますので、いわばあなたが来ていただいても、そういう専門職の方であれば、十分業務はこなしていただいておりますということでございまして、特段問題点はございません。

○丸山委員長 その派遣された方は、大体3年なりで異動していくと思っているんですが、畜産課本課のほうに行っているのか、もしくは、出先のほうに行ってしまうと、結局事業主体が全然変わってしまうものですから、その辺がどうなっているのか、もしわかっていればお伺いしたいと思います。

○上杉農政企画課長 県のほうからこちらの協会のほうに現職で派遣されて、その後、県のほうに戻った場合のお話かと思っておりますけれども、恐らく畜産の専門職の方ですので、本課に戻れる場合もあるかと思っておりますし、出先の畜産関係の仕事で行く場合もあるかと思っております。具体的な確認がちょっとできておりませんので、確認いたします。

○山本畜産課長 先ほど農畜産業振興機構への県の出資についてということで御質問ありましたけれども、今ちょっと調べさせていただきました。宮崎県からの出資は、過去も含めてございません。以上でございます。

○十屋委員 この評価シートのほうでちょっとお伺いしたいのですが、4団体一緒になられて、これのページ数は打ってないんですけど、協会の2枚目のところの中ごろの財務指標で、人件費比率の目標値と実績値、19年、20年、21年とあるんですが、6%ということですが、19年が100、20年度がちょっとまだわからないんですけども、この目標数

値と事業との関係でこれが変わってくるのかなと思うのですが、この6%というのは、この協会の通常的な経費として必要というふうに見ればいいのか、効率化とか、先ほど言った県の関与の人的な部分がふえてくる、強化していくというのであれば、この部分がふえてくるのか、これはどういうふうに見たらいいんですかね。この6%。いろいろ当期支出合計と次期繰越収支差額で割った分が残っているわけです。これは事業がふえればその分ふえるのか、この6というのがずっと人件費としては義務的経費といえますか、固定費としても変わらないのか。どういうふうに見たらいいのかなと、財務諸表の中で。最初は自己収入比率というのは上がってきているんですよね。事業をふやしていけばだんだん上がっていくと思うのですが、その中で人を抑制しながら仕事をたくさんしているというふうに見たらいいのか、先ほど星原委員が言ったように、強化しなきゃいけない部分で県の関与をふやしていくというのであれば、この比率が高くなってくると思うのですが、そのバランスをどう見たらいいのか。

○初鹿専務理事 事業に伴います人件費については、補助事業等での附帯事務費、これで賄っております。100%賄えませんので、農家からの手数料徴収等で補っておりますけれども、ただ、いわゆる管理部門、常勤役員、それから事務局長、参与、こういった県から派遣いただいております人件費については、事業費から支出ができませんので、それは県にお願いしておるという状況でございますので、こういう数字はある程度恒常的に、人数が変わらない限りは続くというふうに御理解いただきたいと思いません。

○十屋委員 ということは、先ほど言った、強

化するということになれば、この比率は当然上がってくるということになって、県の支出はその分が管理運営部門に関してはふえてくるということですね。わかりました。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ、次に家畜改良事業団についての質疑をお願いいたします。

○福田委員 私は、この家畜改良事業団方式はうまく機能していると考えているんですが、鹿児島はこれとちょっと違った方式のように考えるのですが、どのような方式ですかね。

○山本畜産課長 宮崎県が今行っている家畜改良事業団方式というのは、非常に全国的にもほとんど例がないような状態、一括集中管理と申しますか、そういった集中管理でやっておりますけれども、鹿児島の場合は、県の直営の研究所、肉用牛改良研究所というところにも種雄牛がおりますし、民間がたしか4つぐらいだっと思いますが、民間の家畜人工授精所にも種雄牛がおりまして、かつて県と民間が半々ぐらいだと聞いておりましたけれども、現在は民間の人工授精所のほうが、シェアは少し多いというふうに聞いております。

○福田委員 以前の宮崎県の姿がまだ鹿児島に残っているんだというふうに理解するわけですが、本県においても、実際は現場での仕事は人工授精師の方がおやりになっているわけですし、業務内容としては変わらないけど、一元化したところに意味があるんだろうと考えております。今回の問題は別にしまして、これも北海道の調査で意外なことを聞いたんですが、本県から正規なルートでいったか流出したかは問いませんが、本県からいった優良雄牛のストローを1本で使うのはもったいないと、4分割

で使っても十分授精するんだというお話でございまして、1本のストローを4つにカットするわけですね。私は、牛については、どれぐらいの精液の希釈倍数になっているかわかりませんが、今1本に入っている精液の希釈倍数は、本県はどれぐらいなんですかね。

○川田常務理事 今の御質問でございませけれども、今一番農家のほうからニーズの高いもの、「忠富士号」でございませけれども、いわゆる総精子としまして、最終的には有効精子1,500万をキープということで、そのときに活力、いわゆる生きていて、死んでる割合というものを予測しながら、受胎可能な最低限1,500万というものをキープしているような状況でございませ。ですから、状態が悪いとしますと、1ストロー0.5cc用でございませけれども、総精子として5,000万入れるものもございませし、1,800万で事足りるということもございませ。ですから、種雄牛の健康管理に気をつけていきますと、優良な精液がとれますので、それについては希釈倍数、相当高く対応しているところございませ。

○福田委員 種牛の年齢にもよると思ひませけど、実はこの売り上げ、3億6,300万を見まして、北海道の現地でお話を聞いたことを真に受ければ、もう少し多くのストローが製造できたのかなという感じはいたしますが、本県で使用する本数が不足しなければ問題ないと考えているんです。

それから、もう一つ、私はこれもびっくりしたんですが、発情からの日数じゃなくて、もっと違った方向での100%授精する方法を北海道では採用しているというんですよ。私ども15人の県議が行っておって、だれもそんなことは聞いたことがなかったから驚いたんです。でたらめ

じゃないと思ったんですね。地元の町長さんやら議会議長さんやら農協長、全部お見えで生産農家から聞いたんですよね。ですから、もっと宮崎県は、そういう効率の高い授精方法をお使いになればいいんじゃないかという感じもありませ。そこで、今回の流出事件にも関連してくると思うのですが、やっぱり授精しなかつたということかもしれませませんが、それらのものが出ていく、流出したということが言われております。

それともう一つ、私ども県においては、いわゆるストローに添付されていませ証明書ですが、向こうではDNA鑑定だというんです。DNA鑑定。この辺も随分都道府県が違えば違ふんだなと考えたんですが、あわせて見解をお聞きしておきたいと思ひませ。これは大いに関係がありますから。

○山本畜産課長 ストローと精液証明書は基本的には家畜改良増殖法でセットになって使われるということになっておりますので、これは全国一律、どこに行っても同じ形ですので、委員がおっしゃつたDNA鑑定というのは、最終的に親子関係に疑義があつたりする場合はDNA鑑定をやる場合がありますけれども、今おっしゃつた内容は、詳しく聞かないとわからないのですけれども、基本的にはストローと精液証明書は1対になって、最終的に授精をされませと、授精証明書にそれぞれストローの精液証明書が添付されるというのが基本でございませので、ちょっと今の状況については、確認をしてみませ。

○福田委員 極めて重要な案件でありますから、私も自分の耳を疑つたんですよね。今、畜産課長の説明されるとおりが本県の姿なんです。北海道では、証明書がなくてもDNA鑑定

ができれば、子牛の流通市場で問題がないという説明を受けたものですから、びっくりして、ここで何人か一緒に行ったんですが、驚きだったんです。また、調査方をお願いしておきたいと思います。以上であります。

○高橋委員 私の認識違いしておいたらまた訂正いただきたいのですけれども、先週の他部局の公社の審議をしたときに、県職員OBの退職金はなかったと記憶しているのですけれども、たまたま役員報酬等の規程を見ましたら、退職手当の欄に、常勤役員の退職手当の支給が明記してあります。額については理事会で決めるというふうに書いてありますが、ここは特別なんでしょうか。県職員OBの方に退職金を支給するというので、このとおりで了解してよろしいんですか。

○川田常務理事 23ページの資料についての御質問でございましょうか。

○高橋委員 別冊で資料をいただいている役員名簿と役員報酬等規程を見ましたら、第3条、退職手当というのがある、退職手当を支給する。常勤役員が退職したときは、その者に退職手当を支給する。だから、退職手当、常勤役員には県OB1名ということできょうの資料にはありますので、支給されることは間違いないのかということの確認を。

○谷口副理事長 一応今のところ、そういう退職金をというものについてはやっておりません。それにつきましては、県のOBではなくて、別な団体のOBについては、やったケースはあります。以上でございます。

○高橋委員 県職OBは支給していないということで理解しました。わかりました。

○十屋委員 説明資料の中の今後の方向性のところで、「組織体制や会計システムの見直し」

があって、「経営改善計画の中で」、ずっとありまして、「県の財政関与のあり方」というところがあるんですけど、これはどういう方向になるのかというのをお聞きしたいのと、先ほどの評価シートの中でも、改革の工程の中では、工程はD評価というふうになっていて、中期経営計画の策定がまだ進んでいない、検討中であるということなんですけど、ここの関係はどういうふうに見たらいいですか。県財政の関与が必要になってくるのか、その経営計画の中で、さらにそこも含めて検討していかなければいけない、いわゆるお金なり受託事業をふやしていかなければいけないのか、そのあたりの確認を。

○山本畜産課長 今、繫養しております種雄牛につきましては、県有牛ということで、無償貸与ということでやらせていただいております。その精液の販売収入で飼養管理を賄っていただいている状況がございます。先ほど財務諸表の中で見ていただきましたように、貸借対照表上、純資産が5億6,000万、これはもちろん棚卸し精液でありますとか牛がおりますので、そういったものもかなり含んでおりますけれども、今後のひとつ公益法人制度改革で、この公益認定をどういった形にしたら受けられるかということもありまして、県の今無償貸与でやっている部分も含めて、改めて今の事業団のあり方と申しますか、経営全体を含めたあり方について検証していく必要があるということ、今まで中長期の経営計画をつくるようになっておりましたけれども、これまでできてないということで、そういう経営計画をつくる中で、県の財政関与についても、今後、公益性、法人制度改革をにらんだ上で検討していくということでございます。

○十屋委員 検討していくという中で無償貸与のところを有償にするとか、そういう全般的な見直しを図るということで理解していいですか。

○山本畜産課長 農家の負担軽減を含めて、料金体系を含めて全体的な議論をしていく必要があるというふうに考えております。

○十屋委員 だから、そのあたりで農家の経営安定という大前提があったりして、そこは圧迫しないようにしとかなないと、また逆な面になってくるので、その辺のところも十分検討を固めていただきたいなと思っております。

○鳥飼委員 貸借対照表なりで今の貸与牛はどうやって上がってきているんですか。ちょっと見方がわからないんですけど、ちょっと教えていただけますか。

○山本畜産課長 もう一回申しわけございませぬ。

○鳥飼委員 牛を貸与というか、県有牛を事業団に貸与しているわけでしょう。貸しているわけでしょう。それはこの貸借対照表の中ではどうやって上がってきているのかなと思っております。

○山本畜産課長 県有牛につきましては、無償貸与ということで繋養していただいておりますので、この中には出てきておりません。

○鳥飼委員 そうすると、例えば死亡したとか、そういう場合もあると思うのですけれども、もちろんこれには出てこないのですが、それは報告だけで済むということになるんですかね、取り扱い上は。

○川田常務理事 すべて今私ども繋養しておりますのは、県のほうからの無償の貸し付けという形でいただいております。そして、いわゆる育種改良でございますから、供用されない牛等

につきましては、県に対して返納するという処理をとります。従いまして、返納ということにつきましては、これはやはり屠畜するということがございますので、それにつきましては、業者さん等に見積もり等の入札によっていわゆる県のほうの歳入という形になろうかなと思えます。

○鳥飼委員 例えば、長い期間でしょうからあれでしょうけど、例えば1年間に出てくるというようなものではないんですね。1年間に例えば何百頭とかいるようになっていきますけど、1年間に1頭でしたら、例えば何十万かやって県の歳入に上がってくるというような形で出てくるわけですね。

○川田常務理事 今、後代検定事業毎年9セットいただいております。ですから、新たな能力判明というのは毎年9頭出ておりますので、優秀な種雄牛が出ますと、やはり年齢の高いものについては供用されない。育種改良上必要ないという判断に立ちますと、大体平均的には年9頭というものを返納するという形になっております。

○鳥飼委員 例えば歳入、処分して肉として売るとか、どういうふうな取り扱いをされているかわからないんですけども、例えば歳入としてはどれぐらい県の歳入になっておりますか。事業団のことはちょっとわかりにくいかもしれませんが、事務処理はされると思っております。

○川田常務理事 年齢の高いもの、いわゆる後代検定で既に供用したものにつきましては、一般的に大体5歳ぐらいで能力判明しております。ですから、それから供用していった場合、十何歳という形になりますと、極めて低価といえますか、安価な部分でございます。今ちょっと把握しておりませんが、基本的にはミンチク

ラスのものであるというふうに認識しておりますし、いわゆる1頭2万円から4万円、そういう形で、正確には手持ちございませんので、お許しいただければと思います。

○鳥飼委員 結構でございます。仕組みがわかりました。それで、個々の純資産のところですね。繰越が4億5,800万、当期が1,000万ということで、出資金9,800万入れて5億6,600万ということになっているんですけども、配当とかそういうものもないようですから、事業団としては、これが適正というふうに思われているかどうか、そこ辺についてお考えをお聞かせいただきたいと思うのですけど。

○川田常務理事 22ページの貸借対照表、今の御質問だろうと思います。純資産ということで出資金、繰越剰余金、当期利益金ということで5億6,600万というふうになろうかなと思います。これにつきましては、いわゆる繰越剰余金等につきましては、例えば、流動資産の中の棚卸資産、いわゆる現場検定牛、肉用牛凍結精液、このところで約3億9,000万、4億弱でしょうか、そういう形でございます。それといわゆる現預金、これにつきましては2億2,600万ほど定期・普通というのがございます。ただ一方に、これにつきましては、短期借入金1億2,554万というのは右のほうの流動負債のほうに雑負債のところがございます。これにつきましては、現場検定事業のえさ代といいますか、経済連のほうで対応いただいております現預金、このところで返済できれば、運転不可能という形でございますので、もう少しやはり現預金を持ちたいと。健全経営のためには、やはり持ちたいと。それからなお、私どもの売り上げ等につきましては、競り開催日の売掛金回収ということがございます。ですから、地域によ

りますと、2カ月から4カ月サイドで売掛金が現金化されるということがございます。通常の支払いベースが月間に7,000万程度発生しておりますので、もう少しないと、例えば借入金の利払い等の無駄な部分が発生するのではないかと、そういうふうに判断しております。

○鳥飼委員 内部留保金については、いかほどになっていると思えばいいんですか。

○川田常務理事 内部留保といいますのは、この貸借対照表がすべてでございます。いろんなもの、例えば退職給与引当金、退職給付引当金、21年3月31日現在で退職金の要支給額が約2億6,000万ほどございます。ですから、そういうものを兼ね合わせていきますと、内部留保というのはここにあります出資金なり繰越剰余金、当期利益金というものがすべてになるのかなというふうに判断しております。

○鳥飼委員 そうしますと、今5億6,600万ですけども、もう少し8億とか10億とかあったほうが安定的に経営をしていくためにはその程度が必要だなというふうなことを考えているんですか。

○川田常務理事 できましたら雑負債の中の短期借入金、こういうものを解消すると。これはえさ代でございますので、20カ月でこの分がでございます。これを支払い、なおかつ月々の返済ということになりますと、まだあと2億近くは必要じゃないのかなと判断しております。

○鳥飼委員 はい、わかりました。

○福田委員 種雄牛候補牛の購入価格は今どのぐらいなのか。それと試験交配奨励金はどれぐらいの単価になっているのか、これをちょっと教えてください。

○山本畜産課長 候補牛の買い入れは81万9,000円です。それから、交配は2万8,000円が補助と

なっております。

○**福田委員** あわせて、私は安平のときの思い出があるものですから、随分貢献をした種雄牛であります。かなり安くて、あと弟あたりを高く買い上げてもらったのですが、このストローの出ぐあいによってのボーナス制度がありましたよね。あれはどうなっていますか。奨励金制度。

○**川田常務理事** 出世払い制度というちょっと名前をやったんですが、と申しますのは、表現がちょっと悪うございますけれども、やはり優良、バックデータがしっかりしたものについては、県外の民有から札束を持って買いに来られるということが過去ございました。そういう中でやはり個人に対してどうなんだということで、いわゆる後代検定の成績が優秀な場合、県内で広く使われます。そして、5万本供給していった場合には、その農家に100万円を贈呈する。さらに10万本、20万本それぞれ50万円を贈呈すると、そのような制度をつくっております。なおかつ、先ほど県のほうの購買単価に、私ども助成金、奨励事業ということで1頭20万の直接検定購買牛、そういう奨励金までつけております。なお、先ほどの県の試験交配の2万8,000円ですか、やはりこれも農家の不利益ということで、私どももそれに対して1万2,000円ほど、ですから、末端になりますと約4万円の試験交配という形になっておるかというふうに思います。

○**福田委員** 最後に、安平はちなみに幾らで購入されたんですか。もう随分前の話ですけど。

○**川田常務理事** 購入につきましては、一律81万9,000円です。

○**福田委員** 当時は81万なかったでしょう。いいです、後で。結構です。

○**川田常務理事** 委員のおっしゃるとおり、佐土原のほうなり宮崎中央のほうからかなり強い要請があって、今の価格になっているかと。当時は確かだと思えますけれども、60万円であったというふうに記憶しております。

○**丸山委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**丸山委員長** なければその他で井上委員。

○**井上委員** ミヤチクにはミヤチクの置かれている必要性はあるんでしょうね。競争相手もないし、ミヤチク1社なのであれなんですけれども、この社団法人の3つというのは、お話を聞けば聞くほどというか、説明を受ければ受けるほど、宮崎県の畜産の関係を細かにやっておられて、ここが非常に先ほども委員からも出るように、非常にこれはもっと強化しなければみたいな話が出るわけですよ。現実には本課はじゃ仕事は何をしているんだろうと思ったりもするわけですが、本課には本課の仕事があるんでしょうね、多分。それで、3つの法人というのは、この形ですと残さなければいけないと、農政水産部長は、大体この3つの法人というのは、こういう形で残していたほうがいいのか、それとも別の形の宮崎県の畜産のためということですが、法人のありようの3つを、処理をどのように考えておられるのか、そこをちょっとお聞かせいただきます。

○**伊藤農政水産部長** 確かにこういう改革を進めてきて、畜産協会なり、それなりの機能強化を果たしてきている。一方では、今の事業の流れあたりを見ますと、畜産協会だけでなく、いろんな事業が、午後もありますけれども、農業振興公社あたりもそうなんです。県を通さない形での直轄事業あたりみたいなものが非常にふえてきております。その中で、

じゃ県がどう関与していくかというところがあるわけですね。ところが、例えば担い手育成といった場合、県も当然関与してやらなくちゃいけない事業、それを団体のほうに行ってしまう。じゃ、そこはやっぱり先ほどの畜産協会の話で、財政関与のあり方なり、あるいは人的な問題含めてという、はっきりと申し上げませんでしたが、その中で、県と団体の仕事の内容をその中で一体的にやらなくちゃいけない部分も多々出てくると思うのです。そういうところを、やっぱりきちっと今後事業のやり方と言いますか、流れあたりも整理しながら、私は一体的にやっていかないといけないんじゃないか。残していくというか、機能強化をしていかないと、県の位置づけも、県の職員もそんな要らんんじゃないかというような逆に話が出てくるんじゃないかなというふうに思っております。それとやっぱりそれぞれの、きょう3つの、ミヤチクは別としまして、それぞれの協会の目的があります。目的の中でやっぱりきちっと整理する、それは僕は全体としては必要だなと思っておりますけれども、ただ事業団の問題、あるいはあと、個々に見ますと、今回もいろいろ御心配をおかけしております。もう一回そういう家畜改良方針からストロー供給のあり方含めて、検証していく必要があると僕は思っています。中身として改善する余地は、今後もそういう視点は持ちながら取り組んでいきたいと考えております。

○井上委員 この言い方がちょっと適当ではないんですが、お金はおりてくると。お金はおりてくるけれども、その使い方ですよ。活用の仕方というところが、農政のところは特にそうなんですけれども、結構お金というのは来るけれども、その活用の仕方があれなんです。そ

のときに県を抜きに社団法人のところにとど一んとおりて、そこから振り分けていくので、本当の意味でそのお金が有効活用されるかどうかという、国の税金ですから、税金が有効活用されるのかというこのチェックというのはどうなるのかというのと、この法人が持っている力と、だから結局ここに手を入れて、ここを小さくすればいいんだだけではいけない話になってくると思うのです。ですから、行財政改革で私たちが委員会の中で議論しなければいけないところに、そのあたりの難しさが物すごくあると思うのですよ。現実には、先ほど本当に委員から何度も出るように、そここのところは強化してこの人的なところを全部引き上げればいいのかということにはならないとかいう御意見とかも出るように、この辺の考え方をもう少し県の畜産の行政のあり方と、農政全般にわたってそうなんですけれども、そここのところがもっとしないと、実際の農家のとことか畜産農家のところにとしっかりとお金が入らないという、真水にならないということをちょっと心配するわけですよ。ですから、私どもは行財政改革で財政的な面のチェックをきちんとなさなければならないということも、それはだれもが一緒なんですけれども、だから、それが生きる形で使われるのかどうかというところのあれが大変重要だと思うのですよ。ここをなくせばいいなどと私は言っているわけではなくて、そういうことがしっかりと県の行政としてのありようとの整合性がきちんととれるようにしていただきたい。そこがないと、職員じゃなくてこっちがいればいいということになりはしないのかというのがあるんですね。

○伊藤農政水産部長 まさに今そこ辺のところも、国のやり方を含めて、今回の場合でも、例

えば先ほど畜産協会、70の事業を持ってやっているんですね。従来は県を通して補助金で国から来て、県も関与して、市町村を通して事業を農家に、例えば事業をやるという流れがあったんですが、県の予算も通らんで事業団からぼつと団体のほうに行くと。県の関与はどうするんだという話やらあるわけです。僕はやっぱりそれは、県も積極的に情報を取り、関与していく必要があると、それが委員がおっしゃいましたように、どう使われて、どう農家に有効に活用されているか、そのチェックまで含めてやっていく必要があると僕は思っております。だから、そういうところを今回の公社改革あるいは公益法人制度改革あたりも含めて、検証をもう一回きちっと検証というのと、余り団体を縮小するという視点だけじゃなくて、いかに農家にあるいは末端に有効に活用されるかという視点も含めて、検討はずっと続けていく必要があるというふうに思っています。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、畜産課所管の公社等に関する概要説明を終わらせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時12分再開

○丸山委員長 委員会を再開します。

それでは、畜産課以外の課が所管する公社等の現況説明をお願いいたします。

○山内連携推進室長 地域農業推進課連携推進室です。社団法人宮崎県農業振興公社についてただいまから御説明いたします。

委員会資料の25ページをお開きください。

まず、1の公社の設立等について御説明しま

す。

当公社は、農業経営の規模拡大、農業の担い手の確保・育成等を総合的に支援するために、梓の中に記載しておりますとおり、法律に基づく本県の農地保有合理化法人及び青年農業者等育成センターとして設置いたしまして業務を実施しております。農業振興公社としての設立は平成19年4月となっておりますが、その前身は、昭和35年に農用地の開発等を推進するために設立しました社団法人県農業開発機械公社でございます。ここに記載されているように見直しを行ってきております。

次に、(3)の出資金の総額は6,000万円で、県は3分の1の出資となっております。(4)の出資の経緯にありますとおり、当公社は本県農業の振興を図るために不可欠な機関として、県はもとより市町村農業団体の支援を受け設立したものであります。

次に、26ページの2の組織についてであります。

当公社の役員は、常勤の理事長、常務理事と非常勤理事17名、監事2名で、うち理事長と常務理事は県OBであります。職員は19名で、事務局長は県OB、以下技監と5つの課に6名の県職員を派遣し、業務を実施しております。また、平成20年度の常勤役員の平均報酬額は、813万円余でございますけれども、これは現役の県派遣職員2名と県OB1名の計3名の平均となっております。

次に、3の事業の概要についてであります。

(1) 県からの財政支出の状況は、合計13億5,092万円余であります。

まず、農地部門は、農地の売買や貸借によります担い手への農地の面的な利用集積を推進する農地保有合理化事業等を公社事業の柱として

実施しております。この事業を推進するために、国及び県等の補助金と、ここに書いてある貸付金につきましては、1年間の短期貸付でございまして、目的としましては、農地の買い入れ等に必要な無利子の資金が国から交付されるまでの間のつなぎ資金として、年度当初に県から貸し付けを行うものであります。

担い手部門は、先進農家や農業法人で実施いたします新規就農者研修に係る委託料や無料職業相談所として新規就農者の相談活動に対する補助金、さらには農業団体とともにSAPや農協青年部の活動を支援する負担金であります。

畜産施設部門は、国の畜産担い手育成総合整備事業の事業実施主体といたしまして、事業を実施するための補助金であります。工務部門は、基盤整備事業の工事委託料及び耕作放棄地等の再生整備に必要な業務委託料であります。

次に、(2)の事業の実績についてであります。

まず、1)の農地部門は、先ほど御説明申し上げました農地保有合理化事業を核に、農地の面的集積を推進する事業や、耕作放棄地の再生整備を実施しており、27ページにありますとおり、平成20年度は51.2ヘクタールの売り渡しと、35.5ヘクタールの貸し付けを行うとともに、26地区で252ヘクタールの農地の面的な利用集積を支援しております。

2)の担い手部門は、統合しました農業後継者育成基金協会から引き継ぎました農業担い手確保育成基金9億7,000万円余の運用益を活用し、就農奨学金外9事業で75件の支援を行うとともに、国、県の事業によりまして、県内外での就農相談会とか、先進農家等での研修支援、さらには無利子の就農支援資金貸付事業を実施しております。

3)の畜産施設部門は、草地・飼料畑等の造成整備や、家畜糞尿処理施設、畜舎等の施設整備などを3地区で実施しております。

4)の工務部門は、平成20年度をもって経営体育成基盤整備事業等5地区の工事受託を完了させるとともに、新たに187地区で76ヘクタールの耕作放棄地等再生整備を実施いたしました。

次に、28ページをお開きください。

5)農商工連携部門につきましては、平成21年からの取り組みといたしまして、当公社が経済産業省の地域力連携拠点として指定を受け新設したものでございまして、農業法人等が取り組む農商工連携活動のコーディネートとか、業務加工用農産物の契約取引等の拡大を支援することといたしております。

次に、4の財務の状況であります。貸借対照表の総括表でございます。表の右端の中ほどの資産合計は、36億8,628万円余で、その3つ下の負債合計は22億1,623万円余となったことから、正味財産合計は14億7,004万円余となっております。しかしながら、当公社が実施する事業は、農地の売買では5年間公社が農地を中間保有をした後に売却となりますし、畜産や工務が行う基盤整備等は、工事が完了し、引き渡した後に受益者負担分を徴収することから、いずれの事業も当公社が代金を立てかえる期間が長いから、流動資産に占める流動負債の割合が高く、慎重な経営が求められているところでございます。

次に、29ページをお開きください。

正味財産増減計算書総括表について御説明申し上げます。

まず、1の経常増減の部、(1)経常収益の計は、右端の合計欄の13億2,275万円余で、それに対する(2)経常費用の経常費用計は12

億8,430万円余で、その下の当期経常増減額は3,844万円余となっております。これに経常外増減の部を加味しました当期一般正味財産増減額は、一般会計で3,031万円、特別会計と合わせまして3,850万円の黒字となっております。

一方、出資金や基金等のⅡ指定正味財産増減の部は、下から4行目の右端にありますように、マイナス1,179万円余となっております。これは近年の低金利の影響で新規就農者の支援を行います農業担い手確保育成基金が基金利息だけでは事業費を賄い切れないことから、一部取り崩しを行ったことによるものであります。

次に、30ページをお開きください。

5の公社等改革の状況について御説明申し上げます。

当公社につきましては、公社等改革指針に基づきまして、積極的な改革に取り組んでまいりましたが、これまでの取り組みといたしましては、まず①公社等のあり方の検討につきましては、平成19年4月に財団法人宮崎県農業後継者育成基金協会と統合し、平成20年度には県の関係各課と公社等で構成いたしますプロジェクトチームを設置しまして、経営改善計画の中間見直しを行っております。

②の公社等の経営の見直しであります。まず、財務の改善につきましては、徹底した経費削減努力を行うとともに、ピーク時には2億4,000万円ございました累積欠損金を、その大きな要因でありました長期保有地について積極的な解消を図ったことから、2,100万円まで縮小するなどの改善を進めてきました。しかしながら、いまだ退職給付引当金の積み立てが十分でないことから、今後とも一層の経営改善が必要になっております。

また、組織につきましては、公共工事の縮小

や県の入札契約制度改革に関する実施方針を勘案いたしまして、基盤整備事業の請負を平成20年度で廃止したことから、工務課を廃止し、農地課と統合しております。さらに、新しい公社の業務といたしまして、先ほども御説明申し上げましたけれども、農商工連携に係る具体的な活動支援を行うために、新農業支援課を新設しております。

③の県と公社等の関係の見直しにつきましては、県派遣職員の削減に取り組んでおります。

次に、(2)の今後の方向性についてでございますけれども、まず、今後とも、本県農業の持続的な発展を支える農地と担い手を確保育成する拠点施設として、公社が十分機能していきますよう、さらに、公社経営を支えております農地保有合理化事業、畜産公共事業等の事業量の確保を図るとともに、耕作放棄地対策や農商工連携など、新分野での事業展開等に積極的に取り組みながら、事務経費等削減にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、自立的な経営力を高めるために、退職者が続く中でのプロパー職員の確保対策や、運用できる資金につきましては、効率的な運用努力を行う等の対策を徹底してまいりたいと考えております。

最後に、参考といたしまして、これまでの経過を指標として示す形で、長期保有地の推移あるいは一般正味財産期末残高を記載しております。

以上で、社団法人宮崎県農業振興公社についての説明を終わります。

○西農村整備課長 農村整備課でございます。お手元の資料の31ページをお開きください。

宮崎県土地改良事業団体連合会について御説明いたします。

まず、1の設立等について、(1)設立目的にありますように、県土連は土地改良法第111条の2の規定に基づきまして、市町村や土地改良区など土地改良事業を行う者の協同組織によりまして事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進することを目的としております。現在の会員数でございますけれども、県内の全市町村28、土地改良区175、土地改良区連合1を合わせまして204の会員数でございます。

設立年月日につきましては、(2)にありますように、土地改良法の改正によりまして、土地改良事業団体連合会が明文化されております、昭和33年4月25日に農林水産大臣の認可を経て設立をされております。昨年度がちょうど設立50周年を迎えたところでございます。

(3) (4) (5)につきましては、いずれも該当ございません。

次に、2の組織についてでございます。

(1)組織体制にありますように、会長、副会長、常務理事のもとに、事務局としまして、総務部、管理部、農村整備部の3部と都城市にあります南部事務所の1事務所、総務課を初め10課1センターで構成されております。

1枚めくっていただきまして32ページをお開きください。

(2)配置数にありますように、理事が14名と監事3名の役員を置いております。職員は、県派遣4名、正職員76名、嘱託職員16名の合計96名を各部各課へ配属しております。

(3)常勤役員の年収額にありますように、平成20年度の年収額は、県職員OB1名分463万5,000円の実績でございます。

次に、3の事業の概要についてでございます。

県土連の行う事業につきましては、土地改良法第111条の9に規定されており、①市町村や土地改良区など会員の行う事業に関する技術的な指導その他の援助を初め、②教育及び情報の提供、③調査研究、④国または県の行う事業に対する協力などがございます。県土連は営利を目的としない公益的色彩が強いために、税法上の公益法人などとして位置づけられております。

資料の33ページをごらんください。

(1)に平成20年度県からの財政支出の状況について、県土連が実施しております補助事業を1)補助金として整理しております。県土連につきましては、農業農村整備事業推進のため、事業計画から事業実施後の土地改良施設の維持管理や、土地改良区の組織運営基盤強化を図るための事業、負担金軽減のための各種事業を実施いたしております。

①、②、⑤の事業につきましては、事業計画関係の事業になっております。④の換地処分等促進対策事業につきましては、事業実施地区での換地委員の研修とか市町村職員等に対する研修事務指導を実施するものでございます。③、⑦、⑧の事業につきましては、土地改良施設の適正な維持管理や保守点検などを実施するための事業でございます。⑥、⑩につきましては、土地改良区の組織や運営基盤強化を図るための事業でございます。⑨の事業につきましては、土地改良負担金の軽減のための利息相当額を助成するものでございます。これら①から⑩までに要する総事業費としまして、一番下の計の欄でございますけれども、総事業費3億3,615万4,000円のうち、県からの支出としまして、中ほどの欄でございますが、1億3,657万6,000円を補助金として支出しております。

34ページをお開きください。

2) 委託料の一覧表として整理をしております。平成20年度におきましては、①の設計等受託としまして、経営体育成基盤整備事業を初め、その他の業務を合わせて98件、3億6,603万5,000円を委託しております。②換地受託としまして11件、1億5,541万9,000円を委託しております。①と②を合わせまして総計109件、5億2,145万4,000円を委託料として支出しております。

(2) 平成20年度事業実績にありますように、1)の団体営調査設計事業から次のページにあります8)の土地改良区負担金積立等強化対策事業につきましては、先ほど33ページの中に出てきましたように、事業内容等主な実績をお示ししておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。近年では、従来の補助事業に加えまして、35ページの下の方にあります9)農地・水・環境保全向上対策事業、10)水土里情報利活用促進事業、11)食の安全・安心確保基盤整備推進事業などの国庫補助事業が制度化されておまして、県土連の果たす役割もハード事業中心からソフト事業へ転換されてきております。

36ページをお開きください。

次に、4の財務の状況について、(1)に貸借対照表をお示ししております。Ⅰの資産の部では、1の流動資産と2の固定資産を合わせまして、資産合計は44億283万1,186円であります。Ⅱの負債の部では、1の流動負債合計と2の固定負債合計と合わせまして、負債合計は10億4,733万7,628円であります。Ⅲの正味財産の部では、資産合計から負債合計を差し引いた33億5,549万3,558円となっております。

次に、37ページをごらんください。

(2)に正味財産増減計算書をお示ししてお

ります。Ⅰの増加の部では、増加額合計の欄にありますように、1億8,962万3,693円でございます。Ⅱの減少の部では、下のほうにありますけれども、減少額合計は1億8,209万1,054円でございます。増加額合計から減少額合計を差し引いた753万2,639円が当期の正味財産増加額となっております。前期繰越正味財産額を加えますと、期末での正味財産合計額は33億5,549万3,558円となっております。

38ページをお開きください。

最後に、5. 公社等改革の状況、(1) 取り組み等についてでございます。①にありますように、県においては、行財政改革を進める中、県からの財政支出は、平成15年度の11億7,000万円から平成20年度には6億5,800万円まで減額しております。②にありますように、県土連におきましては、平成15年度から人件費の削減等に取り組んでおり、希望退職や早期退職によりまして、平成16年度の109名の職員数を平成20年度には76名までに削減するなどの措置に取り組んでおります。

(2)の今後の方向性についてでございます。①にありますように、設計等の委託につきましては、民間で実施可能な業務は民間への発注に努めてきておりますが、平成21年度からは圃場整備の境界測量や農道台帳作成のための業務の一部を一般競争入札としたところでございます。②のように、県土連の公的な性格や土地改良事業の特殊性を踏まえつつ、引き続き民間コンサルタントの活用方式などを検討していくこととしております。特に土地改良事業は、下のほうにお示ししておりますように、整備後の農地や施設は、農家や土地改良区などがみずからの負担で管理すること、土地改良区との技術力から、県土連の継続的な指導助言が不可欠で

あること、畑かん施設などの地中埋設物は高度で継続的な技術支援が必要であること、圃場整備は個人財産を取り扱うことから、高度な守秘義務が求められていること、換地に対する異議申し立てや完成後の苦情に対し、迅速かつ公平で責任ある対応が必要であるというようなことから、県土連が真にかかわる必要のある業務を実施していくこととしております。③のように、県土連の機能や組織につきましては、農村振興や地図情報の整備など、県土連の新たな役割を踏まえつつ、効率的な執行体制のあり方について検討を行っていくこととしております。

農村整備課は以上でございます。

○鹿田水産政策課長 引き続きまして、財団法人宮崎県内水面振興センターについて御説明いたします。資料の39ページをお開きください。

1の設立等についてでございますが、センターの内水面におきます漁業及び養殖業の振興、水産動植物の保護培養等を目的に平成6年11月1日に設立されております。

センターの主な事業は、ウナギ養殖いわゆる養鰻に必要なウナギの稚魚の採捕・供給事業、内水面における漁業秩序の維持に関する事業及び内水面振興事業となっております。

出資金につきましては、総額3,000万円のうち、5割の1,500万円を県が出資しております。この県の出資の経緯でございますが、ウナギの稚魚につきましては、県の規則によりまして採捕が禁止されており、養殖用種苗の供給等に限って、知事が採捕を許可しております。しかしながら、センターが設立される以前は、暴力団によりましてウナギ稚魚の密漁等が横行しており、適正な種苗の供給が阻害されたこと等により、多くの養鰻業者が倒産・廃業に追い込まれる状況にありました。このような中、県、海上

保安部、県警本部、養鰻業者、採捕業者、流通業者、学識経験者等で構成されます「宮崎県シラスウナギ採捕適正化検討委員会」におきまして、信頼し得る組織による直接的な採捕供給事業の実施が必要であるとの意見が出されました。これを受けまして、県等の出資により、同センターが設立されたものでございます。

次に、2の組織についてでございますが、役員は理事16名、監事2名の18名で、うち理事長と専務理事各1名が県職員のOBであり、常勤の役員となっております。非常勤の役員につきましては、理事14名中3名、監事2名中1名が県職員となっております。また、常勤職員数は11名でございますが、うち事務局長と警備振興対策監の2名が県職員となっております。

続きまして40ページをごらんください。

常勤職員の年収額につきましては、平成20年度の実績としまして、1人当たり566万5,000円でございます。これは県OB2名の平均となっております。

次に、3の事業の概要でございます。

まず、県からの財政支出の状況でございますが、平成20年度は補助金、委託料、貸付金合わせまして2億8,363万円余となっております。この貸付金につきましては、毎年、年度初めに貸し付け、年度末に償還がなされております。

平成20年度事業実績につきましては、記載のとおりとなっております。

続いて、41ページの財務状況でございますが、時間の制約がございますので、細かい数字の説明は省略させていただきますが、内容としましては、種苗の採捕販売事業については黒字で運営されておまして、その黒字を正味財産赤字額の圧縮及び借入金の返済に充てて財務の改善を行っているという内容となっております。

す。

次に、44ページに飛ばさせていただきます。

5の公社等改革の状況でございます。

まず、初めに取組み等についてでございます。①の財務の改善ですが、暴力団等によります妨害行為に備えて多額の支出をしたこと、採捕収入が計画を割り込んでしまったことなどによりまして、センターの設立後4年間で5億700万円に及ぶ累積債務が生じました。このため、平成11年度から経営改善計画を策定しまして、またさらに平成19年度からは県の公社等改革指針とも連動させまして経営改善を進めてまいりました。その結果、下のグラフに示しておりますとおり、正味財産赤字額につきましては、順調に解消しまして、平成20年度には約3,000万円にまで圧縮しております。ちなみに、累積債務につきましては、平成20年度末におきまして1億6,000万円となっております。なおまた、平成8年度には24名おりました職員数を現在11名とピーク時の約半数にまで削減するなど、経費節減等の観点から組織の見直しも行ってきております。

次に、②の県の財政支出の見直しですが、効率的な事業実施に努めてきました結果、補助委託事業費は、平成20年度、9,363万円とピーク時の平成11年度に比べまして、約54%に削減しております。

次に、③の県の人的支援の見直しについてでございますが、県職員の派遣数につきましては、必要最小限度にとどめておいております。現在、職員につきましては、県警からの出向者も含めて2名、常勤役員では当初の3名から2名に削減し、また、その内容につきましても、現役職員からOBへの切りかえを行ってきているところでございます。

次に、45ページをごらんください。

今後の方向性についてでございます。

①のセンター事業の方向についてでございますが、当センターが県内養鰻業者への種苗の安定供給はもとより、約850名に及びますウナギ種苗の特別採捕許可者が安心して採捕できる環境づくりですとか、暴力団等の資金源断絶などに大きく貢献しております。しかしながら、センターが採捕及び密漁監視を行っておりません河川につきましては、依然として暴力団等が関与した密漁や不正流通が確認されておまして、仮にセンターが事業を継続しなければ、大淀川及び一ツ瀬川等におきましても、センター設立以前のように、暴力団等による密漁や不正流通が増加する、横行する状況に戻ってしまうものと考えております。このため、今後とも、センターを存続させますとともに、ウナギ稚魚の安定供給と違法採捕の防止に関する事業を中心に活動を継続していく必要があると考えております。

次に、②の財務の改善でございますが、現在、経営改善の途上ということでございますので、まずは正味財産赤字の解消と借入金の完済に重点を置くということ等を考えております。そのため、採捕事業によります余剰金の使途につきましては、正味財産赤字の解消及び借入金の返済に充当してまいることとしております。

最後に、③の県の関与についてでございます。センターとしては、以前より県農政水産部では、職員に特別司法警察員という資格を付与しまして、県警等と連携しながらシラスウナギ稚魚の密漁取り締まりを実施してまいりました。しかしながら、密漁が組織化・巧妙化する中で、それまでの取り締まり機関による取り締まりのみでは密漁の根絶は困難と判断しまし

て、大淀川及び一ツ瀬川等におきます巡回監視による密漁防止等、行政補完的業務につきまして、センターに委託し、効果的な密漁防止や適正な流通の確保を図ってまいりました。その結果、非常に有効な成果を上げておりまして、今後もセンターを組み入れた監視体制の継続が必要であると考えているところでございますけれども、財政面での関与等、県の関与につきましては、センターの業務や組織のあり方ともに、今後さらに検討してまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○丸山委員長 説明は終わりました。質疑等がありましたら、御発言をお願いいたします。なお、1法人ずつ質疑を進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、農業振興公社についての質疑をお願いいたします。

○高橋委員 先ほどの説明で退職給付引当金の不足をおっしゃっていましたが、今後、退職予定者が何人で、どのくらい不足しているということがわかれば教えてください。

○山内連携推進室長 退職積立金につきましては、現在、プロパー職員が9名おりますけれども、平成25年にはプロパー職員は4名になる見込みでございます。ですから、5名がそういった基準であります。現在、要積立額の基準で見ますと、既に積み立てております金額が4,034万円余になっておりまして、要積立額が1億9,100万円余でありますので、21%という水準でございます。

○高橋委員 今後、その積み立ての見込みというのはどうされるのですか。

○山内連携推進室長 積立見込みにつきましては、今年度等につきましても、資金のいろんな

運用等で3,850万円余の黒字等を計上しておりますので、こういった農地保有合理化事業とかあるいは畜産環境整備事業等の事業量を確保するとともに、資金運用の中で適切に積み立てていきたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 関連しまして、退職積立金について今御説明があったんですけど、今度の当初の補正でも、農商工連携で5億の予算とか、結構かなり公社に予算が、業務の割り当てがあっていると思うのですね。だから、県全体としては、県としては、この農業振興公社を今後どうしようとしておられるのかなと、前から、当初の補正がこの間6月議会で出されたときから思っているんですけども、その議論は「公社のあり方プロジェクトチーム」とかいろいろ今後の方向性とかも出ているようなんですけども、あわせて議論をしていくべきではないかなというような感じがするんですけども、率直なところ、いかがでしょうかね。

○山内連携推進室長 公社につきましては、19年に農業後継者育成基金協会と統合いたしまして、改革指針に基づいて統合したわけですが、そういうことでいわゆる担い手と農地のワンストップという機能で強化されたところです。今後、経営改善計画の見直しの中でも、この統合効果というのを引き出していきながら、農地と担い手の中核部門としてやっていきたい。それから、先ほど今回の受託事業廃止にかわりまして、新農業支援課ということで農商工連携のコーディネート活動も強化していこうということでもあります。ちなみに説明を補足いたしますと、経済産業省の地域力連携拠点というのは、全国で350カ所ございまして、その中でも農業の支援機関分野でこういった取り組みを持っているというのは全国的にも珍しいのでは

ないかなと思っております。そういった農商工連携支援の機能強化を、農業振興公社が行う農地保有合理化事業という農地対策等の連携効果をねらいまして、進めていこうというふうに思っております。そういった関連で、御案内の6月補正の5億円の基金事業につきましても、公社が他産業からの農業参入支援とかいったようなものを、この新農業支援課の業務活動と農地対策と連携しながら、効果的に進めていくよという趣旨で基金を積むことにしております。そういったことが担い手と農地、そして農商工連携という3本柱での機能強化を公社の今後の事業展開で進めていくのではないかと、その辺のところをあり方検討の中にも打ち出しているところでもあります。

○鳥飼委員 大体わかりましたけれども、トータルで13億5,000万ですから、かなりの予算ですよ。それから、公社等改革ということで、すべて縮小とかいろいろしていけばいいということではなくて、本当は直営でやるべきことを公社に任せているというのは語弊がありますが、公社でやってくれよということになっているだろうと思うものですから、一方ではプロパーをなくしていくというようなこともやりながら、実質県庁職員の派遣で何とかしのいでいるような感じもしないでもないものですから、それをあわせて、今後、抜本的な議論も含めて検討していただきたいということで、答弁は要りませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○福田委員 農業開発機械公社ということで最初スタートして、当時は農業機械が不足してほとんど農家にない時代でしたから、大きな役割を担って、宮崎県の農業振興に貢献があったと思いますが、その後、やっぱり衣がえする時期

を失したなと私は思っているんですよ。もう少し早く衣がえをしておればよかったなと思ひまして、今やっておられますいろんな合併後の新規事業は、時宜を得たものだと私は考えています。現場におりましてね。特に畜産施設部門の受託されての用地の整備から畜舎の建設まで、なかなか時宜を得たものだと思いますし、公的機関がやりますから、畜産公害等に対する周辺の皆さん方の抵抗も少ない、こういうふうに見ているんですが、問題は、こういう事業がずっと継続してあればいいんですが、残念ながら縮小の方向ですね。でありますから、数多くのいろんな農業関連の支援組織、公社とかいろんな組織があるんですが、もう一回、農政水産部全体で見直しをして、機能は残して、組織は一体化・スリム化する方向で、さっき午前中、畜産の組織がございましたね。ああいう方向でやっていかないと、先がちよっと厳しいなという感じがいたすわけでございますが、農水部長はいかがお考えでございますか。

○伊藤農政水産部長 農業振興公社も、今お話がございましたように、どっちかといいますと、従来は圃場整備やったりと受託事業を中心にやってきました。議会のほうからもいろいろ御指摘を受けて、民業圧迫というところあたりを考慮しながら、受託事業を20年度で廃止ということで、じゃ、どう展開するかということでいろいろと見直し等もされてまいりました。基本的には合理化事業あたりを中心にとということではありますが、この設立の今の現段階の目的にありますように、規模拡大、担い手育成、それから耕作放棄地の解消とか、まさに今農政の根幹にかかわる部分を農業振興公社が担いつつある、あるいは、午前中申し上げましたように、いろんな事業がまさに国の事業等を含め、農業

振興公社なり、こういう団体に集中化しつつあるというところがございます。農商工連携の取り組みも新たにここに新農業支援課という形で県の職員も派遣しながら、体制整備も図っておるということでございます。だから、時代とともに変わっているわけですが、必要な部分はきちっと、やはり機能強化をしながら、最終的に農家のメリットに、施策の効果につながるような形での取り組みとして位置づけ、今後とも、見直すところを見直していきたいというふうに考えております。ただ、ほかの法人あたりとの統廃合、ここは農業後継者育成基金と一緒にしました。あと、もう一つ考えておりますのは、農業会議あたりをまたこっちにワンフロアあたりもまた含めて、いろいろと検討も進めておるといふ状況でございます、できるだけそういう効率化・一元化もしながら、また機能の強化も図っていったらというふうに考えております。

○福田委員 必要な機能あるいは役割というのは残るわけでございますが、残念ながら相手が縮小しますから、この組織がそのまま残ることによって、受益者の負担にならないように、新興公社が一枚かむことによって、コスト増にならないように、そういう配慮をしながら、これからの組織の運営を図っていただきたいと。役割は認めているわけですから、お願いをしておきたいと思えます。

○十屋委員 26ページの常勤役員の報酬額というところでいただいた資料によりますと、県派遣役員の給与の部分と別表第3条、9ページ、理事長、副理事長、常任理事、その額的なものが違うと思うのですが、これは先ほどの説明では813万1,000円は3名の平均給与ということでは言われていましたが、これはそのとおりの給与

規程のままと受け取ってよろしいんですか。第5条。だから、これだけの金額になっているのと、9ページの別表3との違い。

○山内連携推進室長 まず、26ページのこれは20年度の年額の実績でございます。1人当たり813万1,000円といたしますのは、内訳を申し上げますと、理事長は県OBで532万5,000円あります。副理事長は、当時は県派遣職員でございます。981万7,000円、常務理事につきましては、同じく県派遣職員で925万2,000円、その平均で813万1,000円となっております。それから、お手元の行財政改革特別委員会資料の役員名簿、役員報酬規程のところでございますけれども、これの9ページ、これが報酬月額でこの規程で、OBの場合はこれで出す。ですから、先ほど申し上げましたけれども、理事長はこの35万5,000円の15カ月分ということで先ほどの数字になろうかと思えます。なお、当時20年度は県派遣職員でございます、それにつきましては、規程の7ページに戻っていただきまして、これの第5条に県派遣役員の給与については、職員の給与に関する条例、県職員に適用される諸規定を適用するというところでございます、現役の県派遣職員でしたからその数字になったということでもあります。

○十屋委員 ということは、OBはそのまま該当するのですが、県派遣職員の場合ではない時期というのか、20年度はこういうことだったんでしょうけど、それは19年、18年の中で、21年も含めてでもいいですが、県派遣職員が副理事長、常務理事にならなかった時期はあるんですかね。

○山内連携推進室長 今年度を例にとりまして、理事長が県OBで、この月額が35万5,000円掛ける15カ月分です。それから、常務理事につ

きましても、県OBという形でございまして、報酬月額が常務理事28万5,000円掛ける15カ月分で427万5,000円となっております。

○十屋委員 21年はわかりました。18年の前の分については、やっぱり県職員の関与という視点で先ほどもいろいろ議論が出ていますが、そういう形でずっと来られたというふうに理解してよろしいですか。

○山内連携推進室長 手元の中で直近で言いますと、例えば、平成19年は常勤役員3名のうち、県派遣が2名で県OBが1名でございました。平成14年から18年までは、常勤役員がそれぞれ3名から2名のうち、すべて県派遣でございました。その前は県OBであった時期もあります。年次によって違っております。

○十屋委員 今後の方向性として、プロパー職員を核として適正な職員配置ということで、そういう部分と、先ほどからちょっと話があるように、県の部としての担わなければいけない仕事、そことのバランスが出てくるんだと思うのですね。先ほど午前中に部長が言われましたように、そのあたりも十分、本当に公的にやらなければいけないところと、それとこういう振興公社、やらなければいけない仕事の仕分けをきちんとされるべきかなと。そう思って、関係を踏まえてお聞きしたんですけれども、今後の方向性としては、よりプロパー職員のほうに移っていくというふうに理解してよろしいんですか。

○山内連携推進室長 公社の場合は、農地の売買とか、今後他産業から農業参入を希望するような企業等との仲介・コーディネートとか、そういう意味合いでは高い専門性が求められる事業を支えるプロパー職員の確保というのは、今後とも公社の最重要課題というふうに考えて

おります。ただ、先ほど申しあげましたように、25年度の中で4名という現状がございますが、そういったことを踏まえつつ、職員の世代交代と職員の年齢構成がバランスがとれるように、そういったことも頭に置きながら、プロパー職員の確保というのは図っていくべきだというふうに思っております。

○徳重委員 耕作放棄地の再生整備事業が187地区されているようですが、これは面積はどれぐらいでしょうか。

○山内連携推進室長 75.6ヘクタールです。

○徳重委員 この75.6ヘクタール、再生利用できるような形にして、これはどこかに貸し付けるというか、どういう形になるんですかね。

○山内連携推進室長 この耕作放棄地事業は、昨年国の緊急対策で10分の10の定額助成で実施された事業でございまして、事業の仕組みとしましては、県の「担い手育成総合支援協議会」というのがございますが、そこに国から助成金が来まして、それを協議会の構成員であります公社が委託を受けて実施したものであります。現状の仕組みとしましては、現在耕作放棄地の現状にあるところを公社が再整備しまして、次に利用権設定を受けて、使う担い手はその農地を活用するという形になっております。

○丸山委員長 休憩します。

午後2時03分休憩

午後2時03分再開

○丸山委員長 委員会を再開します。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 続きまして、土地改良事業団体連合会をお願いします。

土地改良についてなんですけれども、ピーク

時からすれば、かなり事業費も公共工事が落ちてきておりますので、この資料34ページにありますとおり、設計委託業務、かなり委託業務も縮減されてきているのではないかなと思っ
ているんですが、これは受けているプロパー職員がやっている大きな事業になっているというふうにも認識しているんですけれども、今後、全体の圃場整備等の受託事業が減っていく可能性が高いというふうに思っている
ので、今後のプロパー職員等の人事配置なり県職員の配置をどう考えているのかをお伺いしたいと思
います。

○西農村整備課長 ただいま御指摘がありましたように、県のほうの予算的にも非常に財政改革等の関係で予算も縮減されてお
りまして、それに伴いまして委託料のほうも同じように縮減されてきております。先ほど、補助事業の中
でも御説明しましたように、近年では農地・水・環境保全向上対策事業とか、水土里情報利活用促進事業あるいは食の安全・安心確保基盤整備事業という
ような新しい事業も出てきております。これにつきましては、国の補助事業ということで、直接県土連のほうに補助としてい
ってような内容でございまして、今後、これらの新しい事業を含めまして、受託等の減少もあ
わせまして、今後の組織運営についてそういう新しい事業体制も含めまして、今後検討して
いく必要があるかというふうに考えております。

○丸山委員長 この設計委託業務に関しては、県土整備部にも話をしたんですが、総合的に公共工事が減ってきていると。こういったものは県土整備部の推進機構さん、土改連さん、同じような設計業務をやっているということ
で、かといって、反面、検査業務に関しては公共3部と一緒にチームをつくってや
っているということがありますので、いずれは、内容が違うのか

もしれませんが、設計委託業務というのは恐らく予定価格の問題がありますので、守秘義務が非常に高い業務だと思っ
ておりますので、なかなかこれは外注できない業務であろうというふうに思っ
ておりますけれども、今後、全体に公共工事が少なくなっていくことを考え
ますと、3部局統合ということも視野に入れざるを得ない時期も来るんじゃないかと思っ
ておりますけれども、その辺の考え方を伺いた
いと思
います。

○西農村整備課長 県の内部組織としましては、昨年度に工事検査課ということで公共3部
で持っております検査部門、そういうものが統合されております。各部で検査部門は統合しま
して、品質確保していかなければいけないという
ような観点から、そういう検査部門が統合に
つながったんじゃないかというふうに考えて
おります。設計のそれぞれの団体の委託につ
きましては、予算の減少等で縮減傾向にあ
ろうかと思
いますけれども、先ほども申し述べました
ように、国のほうの新しい事業制度、そ
ういうものも出てきておりますので、そ
ういうものを含めましてトータル的に検
討していきたいという
ふうに考えて
おります。以上でござ
います。

○丸山委員長 今、国から直接とかいうこと
で、県の関与がだんだん先ほどの畜産と一緒
で、直接事業が入ってくると。どういう意義
があ
ってくるのかというのが、県のかかわり方が
非常に問
われつつあるのではないかなという
ふう
に思っ
て
おりますので、今後とも十分な改革
なり議論を
しっかりして
いただ
きたいな
と思っ
て
お
り
ま
す。

ほかにござ
いませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ内水面振興センターに

移ります。質疑をお願いします。

○**福田委員** 内水面振興センターは、当時、水産庁から出向してました佐藤さんという課長が立ち上げたと思っておりますが、当時は県内にたくさんウナギ、宮崎県のウナギは稲転事業からスタートしたんですね。稲作の転作から、水田ですから。これはみんな忘れられているんですが、参加農家が多かったのですが、それで専門農協もつくられました。養鰻漁業協同組合。それが最近倒産といいますか解散をしたということが新聞に報じられまして、当時、定款づくりのお手伝いをした私なんか非常に残念に思っているんですが、そこで、今、ウナギの流通を担っているのは、比較的県内では大手の間屋3軒か4軒だと思うのですね。かつては農家が養鰻家でしたから、力が弱かったのですが、今は非常に資本力を持った年商100億近く扱うような方もいらっしゃるということで、随分振興センターの役割が変わってきたのかな、ここに書いてあるように、いわゆる不法秩序を取り締まるのに当時は暴力団対策ということを担当課長はおっしゃっていましたが――に主眼が置いてきているのかなというふうに考えております。そこで、昨年392キロの採捕量ですね。これは県内の養殖場に入りました池入れのシラスのどれぐらいのパーセンテージになりましょうか。

○**鹿田水産政策課長** 平成20年度のセンターの採捕量は392キロですが、県内の池入れ実績の10%になっております。25%が県内の一般採捕許可を持っているその他の採捕者からの供給となっております。ですから、県内供給が全体の3割程度、35%程度ということでございます。以上でございます。

○**福田委員** そうしますと、大体4,000キロぐら

いが本県の池に入ったと、その35%が県内で採捕されたシラスだと。あとは県外とか国外から入っている、そういうふうに理解していいんですか。

○**鹿田水産政策課長** はい、そのとおりでございます。

○**福田委員** 私も、設立当初、この内水面振興センターの役割は非常に大きいというふうに評価しておったのですが、余りにも経費をたくさん必要とするものですから、驚いておりまして、さらに養鰻家が脱落をしていって廃業、そして継続している人もほとんど大きい問屋の傘下に入っていったということになりましたから、内容を変えていく必要があるんじゃないかなという気もしているのですが、その辺はどのようにお考えですか。

○**鹿田水産政策課長** 現在、県内43の養鰻業者がおります。その多くが家族経営体になっておりまして、確かに出荷ですとか、流通面で大手の間屋さんの系列に分かれる業者さんもおります。ただ、ほかの県に比べまして、宮崎県の養鰻業者は規模が必ずしも大きくはないということで、ほかの県を見ますと、相当経営体が減少しておりまして、規模を拡大して残っている方がいると。他については廃業しているという状況ですので、本県については、センターが設置されまして、本県でとれたシラスウナギを安定的に供給してきた。資本力が余りない業者さんでも適正な価格でシラスウナギの種苗を確保することができたということで、これだけの経営体が残っているというふうに考えております。

輸入種苗とか県外産種苗の供給におきます問屋大手の企業の役割というものも大きいかと思うのですが、3割以上が県内産で賄われていることを私どもとしては評価していいと思いま

す。

○**福田委員** 役割は高く評価をしておりますから、現在と同じ金額なり助成等が継続できるものかどうかということを私は一番心配しているんですよ。この役割は高く評価している。それで、今他県の状況が出ましたが、本県は3位とか4位とか生産量が言われておりますが、鹿児島とか静岡、愛知、高知あたりが日本の国内産ウナギの主産地であります。その辺はどういう方式で種苗の確保に行政が関与しているのでしょうか。

○**鹿田水産政策課長** 一般に制度の枠組み自体は本県と同じでございます。原則採捕を禁止しまして、特定の者に対して採捕の許可を一定期間許しているということでございます。ただ、その採捕された種苗、ウナギの稚魚の流通につきましては、県によって若干差があるようでして、例えば愛知県などでございまして、養鰻業者と契約を結びまして、決まった養鰻業者に供給するような形をとっておるようです。ただ、各県具体的にどのような流通……。

○**福田委員** そうじゃないんですよ。本県と同じような内水面振興センター方式をとっておられますかということをお願いいたします。

○**鹿田水産政策課長** 失礼しました。このようなセンターを設置しているのは当県のみであります。といいますのは、直接暴力団等が組織的に採捕・流通販売に関与しているというのが非常に特殊な事例であったということだと思います。

○**福田委員** 従前どおり、県の主導でこの内水面振興センターについては維持運営をしていくと、こういうふうを確認していいんですね。

○**鹿田水産政策課長** 現在の債務もまだ大きいという状況もございますので、その債務の解消

まで努めながら、今後のあり方を検討していきたいと思っております。

○**武井副委員長** 御質問いたします。この人員の中で県の職員とか県のOBの派遣がある、この中で警察の関係は何人ぐらい、県の知事部局が何人で警察が何人という内訳があればお聞かせください。

○**鹿田水産政策課長** 現職の県職員2名が職員としておりますけれども、そのうち1名が現職の県警本部からの出向者でございます。残りが知事部局からの出向ということになっております。

○**武井副委員長** あと、44ページの財務の改善のことで、4年間で5億700万に及ぶ云々ということ、ずっと赤字が削減されてくるんですが、ものすごいペースで赤字が削減されてきているわけなんです。これ単に経費の節減とか、効率的な業務の観点といったようなもので削減できる金額なのかなという感じがいたすのですが、具体的に例えばどういったようなことでこれだけの債務を削減してきたと、大きな抜本的な人員削減というのはあったようだけれども、それ以外に何か資産を売るとか、そういった抜本的な手当てがあったりしたのか、伺います。

○**鹿田水産政策課長** 原資は採捕事業ですので、シラスウナギを採捕して、その販売した利潤といいますか、余剰金で返済していくということです。返済につきましては、経営改善計画を立ててございまして、毎年2,000万円ずつ累積赤字を減らしていくという基本計画がございまして。若干その計画を上回るペースで返済はできておりますけれども、それにつきましては、安定的に採捕ができてきたこと、量的には計画を下回っておりますけれども、例年、毎年計画的

に採捕・販売ができたということが一番大きい
かと思います。以上です。

○武井副委員長 わかりました。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 ないようですので、以上で農政
水産部の概要説明を終わらせていただきます。
農政水産部の皆さん、退席されて結構ござい
ます。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 20 分休憩

午後 2 時 22 分再開

○丸山委員長 委員会を再開します。

次に、次回の委員会についてであります。

今回までの委員会では、個別の公社等につい
て執行部等から説明を聴取したわけでありませ
ども、すべての公社等の課題や問題点につ
いて調査をするというのは、実質的に、時間的
に見てかなり厳しいのではないのかなというふ
うに私は思っているところであります。そこ
で、次の委員会からは、これらの公社等につ
いて、大きく、こういうふうにしなさいという
のか、もしくは、これまで平成15年にもこう
いう公社等の改革をやったのですが、そのとき
にはある程度の公社だけという形でやったん
ですけれども、公社以外のほかの団体等もか
なりあるということも理解できたと思ってお
りますので、そういうところがすべて今後議
会としてチェック機能が強化できるようなシ
ステムづくりとか、そういった方向にできれ
ば協議も進めていけばおもしろいのではない
かというふうに思っておりますけれども、今
後の委員会につい

て、どういうふうに進めていったらいいかを
御協議していただければありがたいと思いま
す。御意見を賜りたいと思います。

○十屋委員 1 個 1 個は無理だと思うので、
やっぱり趣旨に沿った分とトータルで議会
としてはこういうふうにしたほうがいいの
ではないかという形で進めていただければ
というふうに私は思います。

○福田委員 執行部が何か問題意識を持
っているところはちゃんと書いてますよね。
その辺をピックアップして絞らんとしよ
うがないでしょう。問題がないところは
あえてつく必要はないし。

○丸山委員長 私の思いつきには、多分
今回呼んだところ以外にも問題があるの
かもしれないということでもありますので、
それを議会としてことしだけ細かく
チェックかけても意味がないと。継続
的に行政改革なりをしていく。必要な
ものは残していきますよというふうな
形にすべきではないのかなという思い
があるものですから、1 つだけ、ど
れかだけというのは、今回いろいろ
見させてもらいましたけれども、大
きな流れ的なことは言えるかなと思
いますけれども、今後とも議会とし
て今のルールでいきますと、50%
以上出資している団体については、
議会のほうに報告なりをしてもら
っているから、それ以上のチェック
機能の強化も私はすべきではない
のかなというふうに思っているもの
ですから、そういう方向で、どう
いう形でチェックできるのかを協
議していく場に移りたいという
ふうに思っております。

○井上委員 政策的に見た場合、
県の政策的なものを見た場合に、
公社だったり、先ほどのような
社団法人であったり、いろんな
ところにも、県の施策そのものを、
正直に申し上げて丸

投げたみたいなの、だから結局こっちの方は縮められないんですね。具体的にやってらっしゃるし、直接そこに県民の人がいるということなので、そこを削ったり切ったりというのはできないということなんだけど、そのところの整理は、ちょっと私、この前の例えば出先、土木事務所の出先するときにも本当に感じるんですけども、本庁と余りにも出先とのあれが、出先は削ろう削ろうとするけど、本庁のほうには手をつけていないので、その関係性が私もよくわからないんですね。だから、削れというときにそのところだけを公社を見たり、社団法人を見たりというふうになると、でも、実際はそこが一番仕事をしていたり、いろんな意味で本来はそこに政策的なあれが入らないといけないうところに入らずに、そこに任せているということなんですよ。だから、もう少し、話を聞けば聞くほど、そういうところだけを見ていいのだからかなという思いはちょっとするんですよ。相対的に余りにも政策の丸投げが多いというのはちょっと感じますね。

○星原委員 特別委員会は特別委員会で、本当に今回いろいろ説明を受けていて、時代が必要とした時代のものであって、今そこまでは要求していないけれども、それぞれ組織として人が動いているわけで、それをカットするにはなかなか厳しいなど。きょうでも説明の一つの中に、農商工連携の今度新しく出てくると、そういったものを今度はそこにさせるみたいなことでまた継続していくんだなど見ているわけで、だから、そういうところを今井上委員も言ったけれども、そういうところを一生懸命仕事をしているのは逆にそこかもしれないんだけど、そこに目がいきそうな感じになっているわけですね。その辺の感覚をどうとらえて、今まで50%

以上というのをもうちょっと厳しい目でそこまでしていく方法を大きくくりの中で見ると、本当に必要なものと不必要なものは本課の中で取り組んでいくのか、その辺のところに一回協議を、きょうは時間がないので、その辺の協議をする時間をとってやらんといかんのじゃないかなと思うのですよね。

○丸山委員長 ただいまいただきました御意見を踏まえながら、一応次回の委員会に関しては、正副委員長に御一任いただいて、その場で協議したりとか、行政経営課等がいろいろな形を考えているかもしれませんが、今まで協議したことを踏まえて、次の委員会には今までいただいた御意見を踏まえながら、正副委員長に一任いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 ではそのようにいたします。

次に、協議事項の2ですが、県外調査についてであります。9月定例県議会の開会中に開催される次の委員会から、余り時間を置かずに県外調査が実施されることから、今回あらかじめ皆さんの御意見を賜りたいと思います。

調査先などにつきまして御要望等がありましたら、御意見をお願いします。

〔「一任」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 正副委員長一任ということでもよろしくをお願いします。ありがとうございます。

最後になりますが、その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 では、次の委員会の活動は8月6日からの県南調査になります。9時20分に県議会集合となっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、次の委員会は、9月下旬、事務局案では9月30日に予定しておりますので、よろしく

お願いします。

以上で委員会を終了します。

午後 2 時29分閉会